

平成30年第6回上里町議会定例会会議録第2号

平成30年12月10日（月曜日）

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 沓澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山下 博一君	副町長 江原 洋一君
教育長 下山 彰夫君	総務課長 山田 隆君
総合政策課長 塚越 敬介君	税務課長 須長 正実君
くらし安全課長 望月 誠君	町民福祉課長 谷木 絹代君
健康保険課長 山下 容二君	高齢者いきいき課長 飯塚 郁代君
まち整備課長 富田 吉慶君	産業振興課長 及川 慶一君
学校教育課長 高橋 淳君	学校教育指導室長 勝山 寛美君
生涯学習課長 小暮 伸俊君	

事務局職員出席者

事務局 長 宮下 忠仁 主 任 横尾 慎也

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程6 一般質問について

○議長（新井 實君） 一般質問を続行いたします。

1 番 黛 浩之 議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 皆さん、おはようございます。

議席番号1 番 黛 浩之 です。

議長の許可をいただきましたので、順次質問させていただきます。

今回の私の質問は、アスベストに関する町の取り組みについてと、こむぎっち号の利用状況についての2点です。

近年、メディア等で多く取り上げられておりますアスベストの健康被害ですが、一般的にはまだそれほど認識されておられません。そこで、今回の私の質問で少しでも住民の方々に関心を持ってもらえたらと思い質問させていただきます。

日本が高度成長期に突入したころ、マンションその他の建築物があらゆる場所で数多く建てられました。その時期に海外から輸入され使用された材料がアスベストであります。当時は断熱、防音、防火性に優れた奇跡の鉱物と言われ、国が奨励し、ほとんどの建物で使用されてきました。

しかし、1975年（昭和50年）9月には国がアスベストの吹きつけを禁止させました。なぜならば、国はこれに対して発がん性があることを知っていたからなのです。

大変残念なことですが、アスベストによる被害者は年々増加し、厚生労働省による人口動態統計によれば、中皮腫による死亡者は平成29年で全国総数1,555人とあります。1日4人の方がこの病気で亡くなっているのです。

まず1つ目の質問の中から①石綿健康管理手帳についてですが、平成25年9月議会定例会におきまして、山下町長が総務経済常任委員長のとときに、建設技能者の石綿に係る健康被害の予防・救済に関し国に意見書提出を求める請願が採択されました。

この請願要旨の1つに、石綿健康管理手帳についてのさらなる周知と健康診断をできる医療機関を増やしてくださいと記されていましたが、これが現在町民にどれくらい周知されているのか、また、何人くらいの方がこの手帳を持って無料健診を受けられているか、町長の答弁を

お願いいたします。

また、環境省は平成29年度に建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドラインを策定しました。このガイドラインを住民に周知させ、解体工事現場周辺住民の暴露対策を徹底させるために、町による周知事業が重要だと思いますが、町長はどのようにお考えですか。

平成26年、国土交通省は自治体に対し台帳整備事業を勧めています。これは震災が発生する以前に、自治体の民間建物を含む全ての建築物のアスベスト調査を行いデータベース化する事業で、震災直後の解体工事などの際に重要な情報になるものです。また、民間の解体工事の際のアスベストの調査の目安にもなるものです。この台帳整備事業を速やかに行うよう提案しますが、町長はいかがお考えですか。

②の公共建築物のアスベスト調査についてですが、平成17年度に文部科学省から学校施設等における吹きつけアスベスト等使用実態調査というフォローアップ調査を行っていますが、当町全ての公立学校のフォローアップ調査の結果をお示してください。また、この調査を行った者はどのような職業でどんな資格を持った者か、教育長の答弁をお願いいたします。

次に、地域コミュニティバス「こむぎっち号」の利用状況、フリー降車制度について質問させていただきます。

今年6月15日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」において、現行の総合戦略に続く次期5カ年総合戦略を策定することの必要性が示されました。地方創生は、2060年（平成72年）という次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯どめをかけて、それぞれの地域に活力を取り戻していくための息の長い政策であります。各地方公共団体が長期的な視点を持ち、不断の取り組みとして地方創生を推進するためにも総合戦略は最も重要な計画であるとされています。

しかしながら、人口の急激な減少と高齢化に対しては総合戦略による一定の施策は講じてきているものの、移住、定住者の増加や合計特殊出生率の上昇などといった数値において、これら施策はすぐに効果があらわれるものではありません。

今後の町づくりは、人口の急激な減少と高齢化の中にあっても、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面、経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題であります。

こうした中、医療、福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者を初めとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えで進めていくことが重要なのではないのでしょうか。

コンパクトシティ・プラス・ネットワークは、空き地等の低・未利用地が時間的、空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化が生じるなど、人口減少によって自治体の運営そのものが立ち行かなくなる状況を未然に回避することを目的とし、都市機能や住宅を中心部に集約する都市のコンパクト化と、これに加えて電車、バス、タクシーなどをストレスなく乗り継げる、住民がジャストインタイム、使いたいときに使えるということですね、に目的地へたどり着ける利便性が確保された公共ネットワークの構築を推進することで実現できるものであります。

国では、今後このような計画策定に向けた支援を拡大していくとのことですので、是非とも上里町でも、都市のコンパクト化と利便性が確保された公共交通ネットワークの構築に向けた取り組みについては早期に対応していただき、あわせて地域運営組織の形成促進等を含めた地方創生並びに急激な人口減少の中にあっても持続可能な町を目指してまいりますよう、山下町長へお願い申し上げます。

さて、現行の地域コミュニティバス「こむぎっち号」は平成32年度末までの5年間の運行契約により運行しており、新たな運行形態等については外部委員会を含む協議会等において今後検討していくと、今年6月議会において山下町長から御回答をいただきました。

大幅な運行形態の変更やリニューアルができない状況下にもありながらも、高コスト、低利用のこむぎっち号の現状課題を軽減するための一手として、今年の10月より開始されている特定区間において停留所以外での降車ができるフリー降車ではありますが、実際にどの程度の効果が出ているのか、また、フリー降車の具体的な利用人数や利用頻度の高い場所がわかりましたらお聞かせください。

以上の2点につきまして、町長と教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（新井 實君） 1 番 黛浩之議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

黛浩之議員の質問にお答え申し上げます。

まず、1 番目、アスベストに関する町の取り組みについての御質問にお答え申し上げます。

まず、1 番目の石綿健康管理手帳についてでございます。黛議員は「せきめん」とおっしゃいましたが、町としては「いしわた」で統一させていただきますので御了承願います。

石綿健康管理手帳は、過去に石綿等を製造し、または取り扱う業務に従事し、健康診断で一定の所見が認められる場合や、当該業務に一定の従事期間にある場合は、離職の際に事業所所在地の都道府県労働局による石綿健康管理手帳の交付の申請をすることにより交付されます。

また、議員のおっしゃるとおり平成25年9月議会定例会において請願、採択された同月内、

厚生労働省及び国土交通省へ送致しているところでございます。

御質問の周知についてでございますが、厚生労働省の公式ホームページにおいて石綿健康管理手帳の交付方法、無料診断などの情報を詳細に掲載している状況であります。また、独立行政法人環境再生保全機構では、医療機関を中心にチラシの配布を行ったり、一般の方を対象として新聞、テレビ、ラジオを利用した広報を行っているところでございます。

住民の方への周知の度合いにつきましては不明でございますが、町としても周知していく必要があると考えていますので、広報かみさとやホームページなどを活用した周知につきまして調整していきたいと考えております。

次に、町内に石綿健康管理手帳の保有者数と無料健診の受診者数でございますが、厚生労働省の担当部署へ確認しましたが、公表していないとの返事ございましたので御理解いただければと思っております。

次に、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドラインですが、こちらは事業者が周辺住民に掲示、チラシの配布、回覧、戸別訪問による説明、説明会などのリスクコミュニケーションを実施するための要領や留意事項についてのガイドラインでございますので、埼玉県北部環境管理事務所におきまして事業者への周知が行われているところでございます。

次に、議員御指摘の台帳整備についてでございますが、平成26年に国土交通省が、アスベスト含有建材が使用された可能性がある民間建築物についての調査マニュアルを作成し、地方公共団体に対して、平常時における大気汚染防止法等に基づく届け出漏れの把握や解体等工事の現場への指導、災害時におけるアスベストの飛散、暴露のおそれがある建物の早期特定やその情報の提供に活用するための台帳整備を促しております。町では、これまで公共建築物についてのアスベスト調査を実施しておりますが、さらに確認のための方策を考えてまいりたいと思っております。

民間所有のアスベスト使用建物につきましては、現在のところ調査をしておりませんが、民間建物を含む町内全ての建物のアスベスト使用有無を調査することは大変困難であると考えておりますが、調査マニュアルに基づき一定の区分に応じた優先順位の高いものについて検討し、台帳整備につきまして今後努力してまいりたいと考えております。

②公共建築物のアスベスト調査については、教育長のほうから答弁させていただきます。

次に、2、こむぎっち号の利用状況、フリー降車制度についての御質問にお答え申し上げます。

地域公共交通については、高齢者や自動車を利用できない方などにとって、地域の足として重要な移動手段であると考えております。近年においては、高齢化や過疎地域の問題などが懸

念される中で、地域公共交通に求められる役割も変化してきております。そのため、町としても地域戦略の一環として、持続可能で利便性が確保された公共交通ネットワークの形成を進めていくことは非常に重要であると考えております。

コミュニティバス「こむぎっち号」に関しては、現状の課題を軽減させる一手として、今年の10月1日から北部ルートと南部ルートの一部区間でバス停以外の場所でも降車が可能となるフリー降車制度を導入させていただきました。10月の1カ月間でフリー降車制度を御利用いただいた方は、北部ルートで13人、南部ルートで9人でした。また、フリー降車制度の利用頻度の高い区間については、北部ルートでは八町河原と池上神社の間で4人、アグリホールと神保原公民館の間で3人となっております。また、南部ルートではセブンイレブン長浜店と長幡小学校北の間で4人となっております。

フリー降車制度の効果としましては、10月1日に開始したところでもありますので、今後、フリー降車制度利用者向けアンケート等で意見を伺い、効果検証を行った上でよりよい制度にしていきたいと考えております。今後も、多くの方にフリー降車制度を御利用いただけるよう周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） おはようございます。

黛浩之議員の1、アスベストに関する町の取り組みについて、②公共建築物のアスベストの調査についての御質問にお答え申し上げます。

学校施設のアスベスト調査につきましては、他の公共建築物の調査と同様に平成17年から平成20年にかけて民間調査会社に委託し、実施いたしましたところでございます。

議員が御説明されました学校施設における吹きつけアスベスト等の対策状況フォローアップ調査は、文部科学省が主体となり、先ほどの調査結果をもとにその後の状態について調査が行われているものでございます。

御質問の学校施設等における吹きつけアスベスト等の対策状況フォローアップ調査の昨年度の回答内容でございますが、小学校については5校のうち3校、中学校につきましては2校のうち1校に吹きつけアスベスト等がある旨、回答をしたところでございます。

ただし、その回答でございますが、その状態につきましては、4校全ての学校におきまして損傷や劣化等により石綿等の粉じんが飛散し暴露のおそれがない状態となっている旨、回答をあわせてさせていただきました。

また、フォローアップ調査は当初の調査結果を基にした現場の状況の変更を報告する趣旨でございます。調査を行った人物につきましては、学校教育課の職員や学校現場の教員等が目視により現状を確認した結果を報告していますので、資格を有する者の調査ではございません。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

先ほど町長から御回答をいただきました石綿健康手帳、こちらに関しては回覧等を使用して住民に周知していくという御回答をいただきましたが、これをワープ上里等の施設をお借りしまして、有識者を招待して住民の皆様にも周知させるという、そのような形態はどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 黛議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しましたように、住民への周知というところでは広報かみさととかホームページとか、そういったところで周知するとともに、有識者という点ではその石綿の危険性というものを住民に知っていただく機会としては大変有効であると思っております。

しかしながら、規模とかそういった対象者、そういったものをどうやっていくかはこれから考えていく必要があるかと思うし、実際こういったことに対して関心を持たれている方もいらっしゃると思いますので、そういったところで住民の皆様の要望等を踏まえながら、今後判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 教育長に、次にお尋ねいたします。

先ほど御回答いただきました、小学校で3校、中学校で1校石綿のほうが使用されていると御回答いただいたところですが、私がまだ小学生のときですかね、理科の実験で石綿金網というのを使った記憶がございまして、それが現在使用はされていないわけですが、何年ごろまで小学校・中学校で使われていたかをお尋ねいたします。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 黛議員の再質問にお答えさせていただきます。

授業の際に使用していた石綿金網がいつまで使われたのかということでございますけれども、平成18年度まで使用されておりました。学校施設等におけるアスベスト対策について、国から平成18年10月13日付で通知があり、授業等において使用される石綿付金網については、計画的にアスベストを使用しない製品に代替に努めるようにという指示が出されたものを受けまして、町といたしましても平成19年度以降授業には使っていない状況でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩 之 議 員 。

〔1 番 黛 浩 之 君 発 言〕

○1 番（黛 浩 之 君） ありがとうございます。

それを使われていた平成18年以前の児童・生徒らにつきまして、それら数年たってから健康被害等の出たという報告はございませんでしょうか。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 健康被害がでていのかどうかと、訴えがあるかということでございますけれども、町内の小・中学校に対して卒業生から健康被害の訴えがあったという報告はまだ来ておりません。

また、健康保健課に聴取しましたところ、アスベストによるやっぱり健康被害を訴えた町民はいないというふうな報告を受けているところでございますので、現時点では健康被害は出ていないというふうに考えております。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩 之 議 員 。

〔1 番 黛 浩 之 君 発 言〕

○1 番（黛 浩 之 君） 御答弁ありがとうございます。

2 目 の 質 問 の ほう で、 こ む ぎ っ ち 号 の ほう の 再 質 問 を さ せ て い た だ き ま す。

今、横浜市などではA I による効率的な配車、乗り合わせ運行管理等を行っておりますが、当町でこのようなシステムを採用するようなことはお考えでしょうか。

町長にお願いいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 黛議員の御質問に対して答弁させていただきます。

横浜市のことについてちょっと調べましたところ、A I というところで配車とかそういったもの、A I というのは人工知能ですね、そういったものを運行管理に使えないかということで、

デマンド型と言いますか、そういったものでありますね。

町としても運行形態を見直しという中でも、この横浜市の場合は、横浜市とNTTドコモ、それから未来シェアという、そういった開発会社と横浜市とが組んで平成30年10月からやっているということで伺ってしまして、オンデマンド型乗り合い交通システムということで実証実験を行っているようでございます。また、ほかのところでも東芝デジタルソリューションというところが、やはりオンデマンド型のAIを活用した実証実験を行っているようでございます。

町としても、こういったAI技術と申しますか、人工知能を使った技術を最新のシステムということでいろいろ実証実験を行われているようですので、この実証実験の結果を見据えて、今後検討の形で注視してきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩之 議員。

〔1 番 黛 浩之君 発言〕

○1 番（黛 浩之君） 御答弁ありがとうございます。

もう一つ、こむぎっち号のことなんですが、世界的にキャッシュレスになりつつある中で、交通系のICカード、これがSuica等が代表的なものなのですが、今、スマートフォンでスマートSuicaとかありますが、これの電子決済による、こむぎっち号に導入してそれをやれば若年層の狙いがとれるのではないかと、こんなふうを考えているのですが、これを町に取り入れてそのシステムを使うという方向はどうでしょうか。

町長にお尋ねします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君 発言〕

○町長（山下博一君） 黛議員の質問の中で、電子決済という話が出てまいりました。Suicaとかスマホとかの電子決済というのは、本当に普及が早い、非常に交通の手段として非常に利便性の高いことは承知しておりまして、そういった中で現金のやり取り等が、煩雑さが解消されるという利点はあるかと思えますし、運営会社としても省力化の流れの中で非常に利便性が高まってきていると思っております。

現状のこむぎっち号は、1回乗るたびに100円という統一料金体系で非常にわかりやすく利用者に周知されているかと思えます。料金体系が複雑になった場合については、比較的その省力化で決済ができるという意味での利便性はあるかと思えますが、今の運行形態があと2年継続することになりますので、新たな運行形態を検討する中でこの電子決済を導入するかどうか、協議会の中で検討していきたいと考えておりますので、御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 篠浩之議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 3 0 分休憩

午前 9 時 4 5 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11 番 納谷克俊議員。

〔 1 1 番 納谷克俊君発言〕

○ 1 1 番（納谷克俊君） 議席番号 11 番 納谷克俊であります。

通告に基づき、一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、上里ゴルフ場について、森林環境税・森林環境譲与税についての 2 点であります。

以下、順に簡潔に伺ってまいりますので、答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに、上里ゴルフ場について伺います。

上里ゴルフ場は、上里町烏川・神流川総合運動公園内の有料公園施設であり、ゴルフ場用地の多くは民間地権者からの借地となっております。開場当初の平成元年から平成 21 年 3 月までの間は、埼玉県が地権者と土地賃貸借契約を締結してゴルフ場を運営しておりました。その後、平成 21 年 4 月 1 日に上里町が県有施設の無償譲渡を受け、新たに民有地について町と地権者が 10 年間の土地賃貸借契約を締結し、町から株式会社さいたまリバーフロンティアに 10 年間の管理許可を行い、同社が管理運営を行っていることを認識しております。

平成 21 年 4 月以降、これまでの間、株式会社さいたまリバーフロンティアから町に支払われる管理許可使用料と、町が地権者に支払う借地料の差額分を、公共施設等用地取得及び施設整備基金に積み立て、おおむね平成 26 年度から、同基金を原資に地権者の同意を得られたところから順次土地の買収を始め、現在に至っておると思っております。

そこでお伺いをいたしますが、上里ゴルフ場用地取得割合はどのようになっているのでしょうか。コース部分、クラブハウス部分、別にお示ししたいと思っております。また、今年度及び今後の取得状況、取得見込みについてもあわせてお伺いをいたします。

上里ゴルフ場については、私は平成 25 年 9 月議会で一般質問を行っております。そのときにも将来の管理運営方法について質問をさせていただきました。当時の町長から、平成 31 年 3 月末の管理許可期限後も、ゴルフ場運営の実績のある株式会社さいたまリバーフロンティアに引き続き運営をしていただきたいとの答弁をいただきましたが、あわせて指定管理者制度につい

でも十分調査研究をしていく必要があるとも答えられております。

それから後、全員協議会において、上里町ゴルフ場管理運営方策検討概要という資料をもとに、事業化の方策や今後の課題等について説明がなされました。事業方式については、都市公園法第5条に定める設置管理許可による管理許可方式、事業期間については5年間管理運営期間とすること。今後の課題としては、施設使用料や株式会社さいたまりバーフロンティアの管理許可継続希望の有無などが挙げられました。特に、現行の管理許可使用料と、株式会社さいたまりバーフロンティアが事業収益ベースで独自に試算した使用料では、2倍以上の乖離が生じております。

来年3月31日には、ゴルフ場用地の土地賃貸借契約と、さいたまりバーフロンティアへの管理許可の期限を迎えるわけではありますが、引き続き上里ゴルフ場を営業していくには新たな土地賃貸借契約の締結の問題を含めて、さまざまな課題が山積していると認識しております。来年4月1日以降における上里ゴルフ場の管理運営方式について、町長はどのように考えておられるのでしょうか。事業化方策の検討の進捗状況とあわせて、町長の答弁を求めるところであります。

次に、森林環境税・森林環境譲与税についてお伺いをいたします。

本年可決成立し、来年4月1日に施行される森林経営管理法の規定する新たな新システムを前提として、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されることとなりました。

森林の有する地球温暖化防止や災害防止、国土保全、水源涵養等の機能については、広く国民に恩恵を与えるものであります。それら機能を有する森林を支える仕組みとして、国民が広く、等しく負担するための制度設計として森林環境税が創設され、その課税に当たっては、個人住民税の均等割の納税義務者に対して定額の負担を求めることが適当とされました。徴収方法としては、個人住民税の均等割納税者に、国税として1人年額1,000円を上乗せし、市町村が徴収をし、国の交付税及び譲与税特別会計に入るとのことです。

そのようにして集められた税の全額を、私有林、人工林面積や林業就労者数、人口を譲与基準として、市町村及び都道府県に森林環境税として譲与をされるようであります。

課税時期については、東日本大震災を教訓として、各地方公共団体が行う防災施策にかかわる財源確保のための個人住民税均等割の税率の引き上げが終了した後の平成36年、2023年からとされております。

譲与税については、森林経営管理法の施行とあわせて、課税に先行して来年度から譲与を開始されるとのことです。譲与税の用途については、市町村は間伐や路網といった森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に

充てなければならないとされております。

上里町のように、平たん地で山林のない市町村においては、森林環境税が森林環境譲与税の額を大幅に上回ると予想をされますし、また、森林整備といってもイメージが湧きづらいのではないのかというのが実情ではないでしょうか。

そこでお伺いをいたしますが、今後、永続的な歳入となる森林環境譲与税創設における町の役割について、町長はいかがお考えでしょうか。また、森林環境税については、個人住民税の均等割納税者に対し、国税として1人年額1,000円を上乗せして町が徴収するということではありますが、町民全体ではどのぐらいの負担になるのでしょうか。そして、森林環境譲与税の譲与基準、先ほど申し上げましたけれども、その詳細がわかりましたら、また、譲与税の額は何かほどになるのでしょうか。

譲与税の使途につきましては、上里町の現状からすると、森林整備を支えるとともに、森林、林業への理解促進につながる木材利用や、普及啓発等の取り組みを進めていくことになるのであろうと思われまます。当面は、学校の校舎内装木質化などの取り組みが思い当たるところであります。直近では公立保育園建設に関係しての有効利用が最善であると考えます。また、その使途については公表することが求められております。

そこでお伺いいたしますが、来年度からスタートする森林環境譲与税の当面の使途について、町長はいかがお考えでしょうか。

これで最初の質問を終わります。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） ただいまの納谷克俊議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、上里ゴルフ場についてのお尋ねのうち、①ゴルフ場用地の取得状況と今後の見通しについてでございます。

上里ゴルフ場用地の取得状況でございますが、平成26年度から借地契約をしていた土地の取得に着手いたしました。平成29年度末時点で、コース部分が約32%、クラブハウス部分が53%取得できております。借地していた箇所全体の約33%を用地取得しております。

現在、用地を取得していない地権者が97名おありまして、用地取得の意向調査結果をもとに、平成30年度も引き続き用地交渉を行っておりますが、土地の売却には抵抗がある方、または借地でお願いしたいという方もいらっしゃって、意見が多くございます。

このような意見が多数ある中で、平成31年度以降のゴルフ場用地の取得につきましては、売却の申し出があった場合には取得させていただき、借地を希望している地権者につきましては、

引き続き用地借地契約をさせていただき、ゴルフ場運営を継続してまいりたいと考えております。

次に、②今後の管理運営方法についてでございます。

上里ゴルフ場の管理運営につきましては、上里町が埼玉県から無償譲渡された平成21年4月から、株式会社さいたまリバーフロンティアへ10年間の管理許可を与え、管理運営しておる状況でございます。

平成30年度をもちまして、10年間の管理許可の期限となりますが、平成31年度以降も継続してゴルフ場を運営する方針で調整しておるところでございます。

平成31年度からの管理運営につきましては、今後のゴルフ人口の動向等を踏まえ、5年間の管理許可とすることで進めております。

さらに、5年後には再び許可期限を迎えるわけではありますが、それ以降のゴルフ場の運営につきましては、そのときの社会情勢等を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

ゴルフ場の管理許可使用料につきましては、不動産鑑定士により鑑定した土地価格や、埼玉県から譲与された時点の建物の県評価額を減価償却し、適正な使用料を算出しております。引き続き、上里ゴルフ場の安定的な運営を確保するため、管理運営を予定している事業者との調整を行うとともに、関係地権者の皆様の御理解と御協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、続きまして、2、森林環境税・森林環境譲与税についての御質問にお答え申し上げます。

まず、①森林環境税及び森林環境譲与税創設と町の役割についてでございます。

森林は、国土の保全や水源の涵養、温暖化防止、また、地方創生や快適な生活環境の創出など広く国民が恩恵を受けるものであります。大規模な土砂崩れや洪水、浸水といった被害があった場合は、間接的ではあっても都市部の住民に対しましても大きな影響を及ぼすとされております。しかしながら、森林資源の適切な管理、活用については、所有者の意欲低下や林業の担い手不足など、深刻な問題を抱えております。

こうした状況に対して、自治体を実施する森林管理や木材利用の促進などに必要な財源を確保するため、平成31年度税制改正において、森林環境税・森林環境譲与税が創設される見込みとなっております。森林環境税は国税で、都市・地方を問わず全国民一人一人が負担を分かち合って納めるものとしております。住民自治の会費ともいえる住民税均等割とあわせて市町村が賦課徴収を行います。税額は年額1,000円で、平成36年度から課税となる見込みでございます。

上里町の納税義務者数で試算いたしますと、平成29年度の納税義務者数1万5,747人に対し、

1人1,000円を掛けまして、1,574万7,000円となります。課税開始となる平成36年度までには納税者の増減もございますが、概算で1,500万円程度となる見込みでございます。

全国の市町村で徴収した森林環境税は、森林環境譲与税として全額が地方公共団体へ譲与されることとなります。譲与税の用途について概要を申し上げますと、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、地方公共団体が行う林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に資する事業に充当するというものでございます。なお、課税が平成36年度からであるのに対し、譲与が開始される時期は平成31年度からとなっております。また、森林環境税や森林環境譲与税は、平成31年度の税制改正関連法案としまして、年明けの通常国会で審議される運びとなっております。今後、法案審議の動向を注視しながら、適切なタイミングにて予算化を行ってまいりたいと考えております。

この新たな税制におきまして、上里町の役割といたしましては、適切な賦課徴収に加え、譲与税を活用し、木材利用の促進や普及啓発など、本税制の趣旨に沿った事業を行っていくことが大切ではないかと、このように思うところでございます。

次に、②譲与基準と譲与額及びその用途についてでございます。

譲与の基準としましては、その市町村における特定の森林面積、林業就業者数、人口、これらの数値によって配分を行うこととなります。上里町におきましては、特定の森林面積、林業就業者数ともゼロでございます。人口による配分のみということとなります。また、譲与額でございますが、各市町村への配分額は今のところ未定という段階でございますが、平成31年度は国全体の譲与額が概算で200億円とのことでございます。その後、徐々に増額して、平成45年度には満額の600億円を見込んでいるとのことでございます。

上里町におきましては、人口による配分のみということとなりますので、埼玉県からの情報提供では、初年度となる平成31年度の上里町への譲与額はおおむね100万円程度となる見込みでございます。この数値は全体の譲与額からの推計でございますので、あくまでも見込みの段階でございます。

譲与税の用途という話でございますが、最も大きな目的といたしましては、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理でございますが、国が指定する譲与税の使い道の中には、公共施設等での木材利用というものがございます。これは、今後、事業化を計画しております公立保育園の建設に対しましても有効利用できるものと考えております。

具体的な用途に関しましては、平成31年度の予算編成の中でお示しさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

詳細な答弁をありがとうございました。

さて、再質問でありますけれども、ゴルフ場の用地の取得状況ということで、ほぼほぼといいますか、これまで意向調査に基づいて売却をしてもよろしいという方についての買収は終わったのかなという気もしております。また、平成29年度決算を見ても、基金の残高、ゴルフ場分の残高ではまだまだ残りの用地を買収していくにはかなり足りないかなという状況であります。そうなってくると、今後の上里ゴルフ場の営業を続けていくについては、当然ながら残りの民有地、地権者の方々の御協力をいただいて賃貸借契約を結んでいかなければならないというわけであります。

実は、10年前に、同じようなといいますか、県から施設を譲る件に当たって、かなり、当町議会におきましても議論がされたところであります。この中にも当時の議員が数名在籍しておるわけですが、これはかなり激しいやりとりがあったと記憶しております。何が一番心配なのかというと、仮にコースの真ん中といいますか、どこかの地権者の方が売買ではなくても、賃貸借契約の更新についてもできないよという話になってくると、ゴルフ場の運営が難しいのかなと思っているところであります。非常にこれは、もちろん地権者の方の意向というのが一番大事なところではあります。仮に、仮にの話をしていいのかどうかというような微妙なところではあります。万が一、一部地権者の協力が得られないといった状況のときには、この上里ゴルフ場の運営というのがどうなっていくのかなというのは非常に心配なところでもありますし、皆さん、興味というのは大変おかしな話なんですけれども、そのところを危惧しているんじゃないかなと思うんですけれども、そのような場合に対応というのは、今、お考えになっておられるのでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の御質問に対してお答え申し上げます。

納谷議員がおっしゃりますように、ゴルフ場全体が、一応地権者が売ったり町が取得した用地で全体を構成している中で、一部の方からそういった御意見が出た場合に、契約に応じない場合どうしたらいいかという話でございますが、町が継続してやっていくためには、全ての地権者の同意が必要であるということは、もう十分、私どもも認識しておりますし、ゴルフ場の運営自体が、それが得られなければ運営できないということも認識してまいりまして、地権者の皆様に町として誠意を尽くして、粘り強く御理解をいただいて、交渉を続けていくということが一番大事かなと思っております。

これも、やはり町としても、このゴルフ場の必要性といたしますか、そういったものを地権者の方にも十分認識していただいて、御理解をいただくよう努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

かなり古い話になってしまうんですけども、上里ゴルフ場については、埼玉県議会で平成25年12月定例会において、県北のある県議さんから、上里ゴルフ場も含めてなんですけれども、将来のゴルフ人口予測、立地状況、コースの特徴などを考えると、なお一層厳しい環境にあると言わざるを得ませんということから、途中省略いたしますけれども、これらのゴルフ場を廃止して別の用途に転換することを検討すべきではないか。例えばグラウンドゴルフ場へ転換してはどうかというような質問がなされまして、当時の公営企業管理者から上里、妻沼ゴルフ場については、今後、ゴルフ場のあり方も含めて大幅な見直しを行うべきと考えていると。

上里ゴルフ場は、4ゴルフ場のうちただ一つ河川敷の民有地を借地して運営しているゴルフ場です。地権者との賃借契約の期限も平成31年3月までとなっておりますので、その後もゴルフ場として運営するか、あるいは他の用途に転換するのか判断していかなければならない時期も近づいてきておりますという答弁をされておるわけでありまして、現在、管理運営を行っているさいたまリバーフロンティアは、上里町も出資をしておりますが、埼玉県がもちろん筆頭株主でありまして、この意向というのは大きなところであります。

これからかなりの年数、ちょうど丸5年でしょうか、たっておりますが、この間、上里町と埼玉県、また、埼玉県の間で今後のゴルフ場の用途転換も含めた協議、話し合いというのはされておるのでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の御質問に対して、埼玉県との協議をしているかということではありますが、現在のところ協議はしておりません。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 公営企業管理者もこのように答弁をしているのに、その間の話し合いがないというのはいかなるものかと思うところではありますが、それはないものはないということではどうがなしいといたしまして、埼玉県議会の先生方も、ゴルフ場のあり方についてはかなり熱心に興味を持たれているようであります。

たまたまといいますか、これは平成28年9月定例会なので、これもまた古いお話になってしまふんですけども、公社事業対策特別委員会の中で、多くの委員さんから上里ゴルフ場も含めたさいたまリバーフロンティアに対する質問がされております。客単価の問題であるとか、オリンピックに向けての対応であるとか、また、次世代、若年層向きゴルフ人口を増やしていくような対応をしたらどうかということで、さまざまな質問がされているわけではありますが、リバフロさんの社長さん、また、取締役の方と総務部長が出席されているんですかね。いろんな質疑に対してそれぞれお答えをされているんですが、いまいちその現状の、私が思う上里ゴルフ場の今の営業体制とちょっとずれを感じているところがあります。これには多く、ジュニアに対する啓発であるとか、確かに料金の引き下げ等を行っているのはわかるんですけども、ここで答えられているほど目立った改革をされていないんじゃないかなと思うんです。

しかしながら、そもそも県営ゴルフ場をリバフロさんが経営することになったというのは、民間の感覚を取り入れるということが大きな要因であったと思うんですが、現実そのように感じないというところで、引き続きさいたまリバーフロンティアさんに管理運営を任せるのがいいのかどうかというところでは、若干の疑問を生じているところではあるんですけども、その辺について町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

納谷議員の御指摘のとおり、リバーフロンティアさんは10年間管理運営をお任せしてきました。今後5年間で委託するといいますか、管理運営をお願いすることになりますが、私自身もゴルフ場の利用について、ジュニアの利用とかそういった考えも私もありまして、私はあそこの施設は、健康スポーツといいますか、そういった意味で町の非常に有効な財産だと思っております。この5年間の中の契約のことについて、そういった運営についても町としての意見は十分言っていくつもりでございます。

ゴルフ人口の減少とか、隣の群馬県のゴルフ場の状況を見ますと、経営的には非常に厳しい。太陽光発電に変えてしまったゴルフ場もあります。そういったことも踏まえて、10年間の当初の契約の見直し、5年間にしてその状況の推移を見ながら、今後のことについて、ゴルフ場の経営についても、町として必要な意見なり提案はしていくという考えでございますので、是非御理解いただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 利用者、私も利用者のうちの一人でありますけれども、私も含めてなんですが、複数の利用者の方から、現状の上里ゴルフ場の、例えばフロントの体制であるとか、夕方、もう早い時間には電話も出ないよという状況であるとか、また、予約に関しても、電話予約をしたにもかかわらず、予約の入力ミスなのか何かわかりませんが、予約がとれていなかったといったような苦情もいただいております。また、その苦情に対する対応が、実は正職の方ではなく、パートなのか、ちょっとごめんなさい、私も認識不足なんですが、派遣の方なのかわかりませんが、そういったクレーム対応が正職員の方が対応されないとか、そんな苦情も伺っているところもあるわけでありまして。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、平成12年2月に、民間経営感覚を生かして柔軟な経営をしてもらうために、民間、県、市町が出資をして、リバフロを設立したというわけがありますが、上里町からも監査役として副町長が出られているのかなと思います。是非そういったところも、今後の管理運営5年間継続に関して、もちろんお願いをしていただけたらと思うんですけども、さらに利用しやすく、また、ゴルフをやられる方に選ばれるゴルフ場であるようになっていただきたいと思うんですけども、その辺の強いお願いを、町長、また、リバフロの監査役でもある副町長からお願いしたいんですけども、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の御質問に対して、適切なアドバイスをいただきましてありがとうございます。御提案をいただきましてありがとうございます。

私も民間の出身で、行政のほうのこんな立場になって、いろいろ今までやってきたことも含めて、民間手法も必要ではないかと思っております。

先ほど御指摘したゴルフ場のフロントの予約についても、既に副町長に伝えて、リバーフロンティア側にそういった管理運営もしっかりやっていただきたいということでもあります。

必要な改善は常に求めていくということで、5年間という、先ほど言った期間を短くした理由は、そういった、少し民間感覚を取り入れていただいて、改善を求めていくと。例えばレストランについても、民間のゴルフ場から見るとちょっともう少し設備も豪華に、豪華とまではいなくても、少し古くなっているかなと、設備が。そういった利用者目線でゴルフ場の運営管理についても少し改善を求めていくということは、納谷議員御指摘のとおり必要かと思っておりますので、その点を随時求めていくということでもありますので、御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

先ほど、用地の関係で質問をさせていただいたところでありますけれども、残りの土地を、今後、借地をしていくわけになってくると思うんですけれども、町が現行使用料としていただいている価格と、リバフロさんが事業収益ベースで独自に評価した使用料というのは、先ほど申し上げましたが2倍以上の乖離が生じているということで、今後5年間、引き続きゴルフ場を管理運営していただくにも、ここの落としどころというのが非常に大事なところになってくると思うんです。もちろん上里ゴルフ場の一番経営上のおもしになっているのは、借地料であるわけであります。これがなければかなり優良といいますか、相当の黒字が見込めるわけであります。

しかしながら、町としても地権者にお支払いする賃料プラスアルファの部分がないと、基金に積み立て、またそれを原資としての用地の買収もできないという、なかなか難しいのかなと思っておるんですけれども、ここまできて、もう12月ですから、残り3カ月ちょっとということで、この辺の話し合い、協議も進んでいるかと思うんですけれども、差しさわりのない範囲でお答えできれば、今後の使用料はどのくらいで考えられているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 地権者の御質問が、納谷議員の御質問は、借地契約のことについてかと思っております。

地権者との借地契約につきましては、今月内、年内に契約会を開催して、借地契約をさせていただき予定でございます。戸別訪問して契約をお願いするところではありますが、そういった事務手続が一応これから入っていくということでございます。役場のほうから事務手続に必要な書類等についての準備をお願いしています。また、役場での開催といたしましては、契約者としてお越しただけなかった方にも、役場のほうへ個別に行く予定で考えております。

借地料についても、予定としては平成31年度から1平方メートル当たり、庭外、コースの部分です。54円。クラブハウスとか駐車場部分、庭内とっていますが、そこは309円を予定しております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） すみません。質問の仕方が非常に悪かったようでありまして、なかなかその部分は聞きづらいと思ったので、聞かないようにしてはいたんですけども、私の聞き方が非常にまずくて失礼いたしました。

リバフロに対する使用料、管理許可使用料でしたか、ちょっとごめんなさい。その辺が要するにリバフロが独自に事業収益ベースで算定している金額と、現行の使用料が倍以上の乖離があるということで、この資料をいただいたときに、リバフロ使用料として7,223万5,000円ということでしたが、リバフロの独自評価では3,295万6,000円ということで、これは、年額ですけども倍近い乖離があるわけです。ここを埋めていかないと、リバフロさんも経営上、もちろん使用料を安くしたいわけでありまして、また、安くすることによってそれが利用者にも還元できるということになってくるので、そこの折り合いです。幾ら何でもさすがに、幾らリバフロさんがこの額でと出してきたとしても、それは町としても飲める話ではないというのが当然でありまして、この使用料と、町が地権者にお支払いする借地料の差額が基金に積み立てられて、後の用地買収につながるわけですから、そこでリバフロの使用料というのをどのぐらいで検討され、どのような協議がなされているのか。これは、可能であればここで、今、お知らせいただきたいというのが私の質問だったんですが、回りくどくなってしまいましたがよくお願いいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほどの納谷議員からの御質問、借地料とリバーフロンティアの使用料との差額ということでございます。

これについては、先ほどの答弁でも話しましたように、ゴルフ場の管理許可使用料ということで、不動産鑑定士を入れて鑑定した土地価格や、譲与された時点の県の評価額、減価償却ということでお話ししました。

この辺のことを考慮して、使用料等については決めたわけでございますので、その辺を御理解いただければと思っております。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） それでは、森林環境税・森林環境譲与税について再質問をさせていただきます。

単純試算で、現状では約1,500万円超を町民から町が徴収をして、国の特会に入れると。それで、町に返ってくるのが、これは先行してやるので、必ずしも話がイコールではないですけども、初年度100万円と。後に先行した分は特会の中で借り入れを行うということなので、

将来的にはこの3倍ぐらいの額が町に譲与税として入ってくるかと思われま

す。それにしても300万円ぐらいということで、その差が1,200万円ほど、上里町の町民については、森林の保全のために、町というくくりの中ではなく全体で森林を守っていこうというのが制度設計なのかなと思うんです。

その中でも、非常になかなかこれが理解を得られづらいといひますか、環境面で考えればやむを得ないのかなと思うんですけれども、非常に上手な制度設計でありまして、震災復興の関連の1,000円がなくなったときに始まるということで、町民は知らない間に、知らない間にと

いうのはおかしいですね、余り負担を感じなく、この森林環境税というのを納める形になってくるかと思ひます。それはそれでいいんですけれども、その中で、町には林業従事者、また、特定森林面積がないということで、300万円がくるお金。じゃ、これをどうして活用していこうとなると、先ほど町長もおっしゃられたように、まずは公立保育園の建設が考えられるのかなということでありました。

私もそのように質問させていただきましたし、これは有効活用していただきたいとは思ひんですけれども、広く森林環境整備、国土保全や水源涵養ということを見ると、もう少し大きな枠組みの中でこの問題には取り組んだほうがいいのかなと思ひているわけでござひます。

児玉郡市だけを見渡しましても、美里町、本庄市、神川町には広大な民有の人工林があるかと思ひます。さらには、より林業の管内に試算しますともっと広い面積があるわけですね。これらをそういった広くくくりの中で、森林を保全していくに当たって、私は一つ、地方自治法252条の2で定める協議会というものを設置をし、県北域全体の中で森林保全に取り組んでいくほうが、よりベターな考え方なのかなと思ひます。その辺について、町長、お考えがございましたら、答弁のほうでお願いいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の御質問に対して、森林環境税及び森林環境譲与税のことについて、町の理解、住民の理解と、そういったことも危惧されているというお話がございました。

児玉郡と広く見た場合に、森林組合もあります。今、秩父と一緒にしたんですかね。児玉郡森林組合というのがありまして、そういったところ、先ほど言ひましたように、町としてはとりあえずといひますか、32年4月に開園する公共保育園の建物等に木材使用を考えていくということで、先ほど答弁させていただきました。児玉郡1市3町の中で森林組合とのかかわりみたいなものを何らかの形でできればいいと思ひますし、子どもたちにも教育の機会にも、そ

ういった森林の必要性、そういったものを取り入れていく必要もあるのではないかと私自身思っております。あと、工場の進出する場合でも緑化率というのがありまして、緑、そういったところでできるだけそういった森林環境に近い形で取り組んでいると。町としてもそういう緑化率の中で、緑を大切にということもありまして、環境的なところは取り入れていく必要があるかなど、森林環境ということと。

ただ、最終的には、この譲与税は300万円、将来的には100万円から300万円までということが想定されているようですが、そういった中で、町として、先ほど言いました森林組合との関係、また、児玉郡の1市3町の中でこういった取り組みができるか、首長の連絡会みたいなものもありますので、そういった場でも議論していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 過日の同僚議員の一般質問の中で、リバーサイドロードの建設なんという質問もあったんですけども、ちょっとこの森林環境税にかかわるかもしれないところで、おもしろいといいますか、興味深い計画が埼玉県ホームページで発見をしたわけなんですけれども、神川町のほうが「水と緑そして人が織りなす豊かなまち神川」ということで、地域再生計画の中で地方創生の交付金を採択されたようなんです。これは、神川町にあります木材、いわゆる森林から伐採される木材、この搬出または生産等の林業振興ということで採択になっておるわけなんですけれども、地方創生道整備交付金ということで、ここに関越自動車道上里スマートインターチェンジという言葉が出てくるわけでありまして。これは、もちろん神川町内においてこの交付金を活用して、林道網の整備、また、そこからスマートインターに通ずる道路を整備していこうということなんでしょうけれども、こういった問題も、うまくすればといいますか、しっかり協議ができれば、その神川町さんが上里につながる道路まで整備したとしても、そこから先の整備というのは上里町になるわけでありまして、うまく全体像の絵が描ければ、神川さんと協力をして、社会資本整備交付金だけではなく、こういった地方創生道整備交付金というものも活用できるかなと思うんです。これも一つ、森林ということを考えれば、森林環境税と離れてしまうかもしれませんが、そういったことを常に首長さん同士、また、担当課同士で情報交換をする中で、さらに今後は、この森林環境税を用いた事業ということで活用できるのかなと思うんです。

上里町には、ただ単にそのための道路の整備ということだけではなく、もちろん森林が、この森林環境税を用いて森林整備が進んでいけば、間伐材等々も出てくるわけです。こういったものを、今、活用するということでは、一つとしてはチップ化をして、バイオマス発電等に有

効活用するだとか、こういったメニューもその中にあるのかなと思います。

そういうことも含めますと、町単独ではたかだか300万円のことかもしれませんが、これが児玉郡市であったり、寄居両管轄内であったりすれば、額も当然大きくなる。それによって、森林を整備していくベースが広がるというんですか、それで、また上里町にも恩恵があるのかな、そんなふうに考えております。

そういった中で、先ほど地方自治法上に規定されている協議会というものを設置していき、その中で真剣に考えていく必要があるのかなと。それには今からは是非町長には、例えば広域圏での管理者会議やら、また懇親の席やらで、山を抱えていない町から発信していくのが非常に重要なことかと思えます。そこで、もう一度町長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

先ほど話がございました地域連携のための協議会というものもあるようですので、そういったところで話し合いの機会を、また、広域圏とかそういった場で検討していきたいと思っております。

それで、今、リバーサイドロードの話がちょっとございましたけれども、私も猪岡議員の先日の話をお聞きして、これ、町単独よりも、神川とのいろいろな条件を踏まえて、神川の利便性も含めて、社会資本の中で何か補助制度とかがあればということで、実は昨日、地元の県議会議員に会う機会がありまして、この辺の話を一度県議会議員に話をして、このリバーサイドロードについても神川、上里という、上里単独ではなくて、神川のことも含めてそういったことができるかどうか、まだこれは状況はよくわかりませんが、昨日お会いした中で、ちょっと一度来ていただいて御相談したいと思っております。

そういったところで、森林環境のことに戻りますが、広域圏とかそういう協議会等を通じて、町としてこういった森林環境税、または環境譲与税等について協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時55分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 皆さんこんにちは。議席番号3番の高橋です。

通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

今回、私は2点について質問を行います。

その前に、今日、上里町の健康事業についてということはあるんですけども、本日、ノーベル生理学賞で、京都大学の本庶さんが、がんの免疫についての評価をされて受賞されたということで、ますます日本の医学が注目されていくというふうなことで、大変喜ばしいというふうに私は思っております。

そういう観点からも質問を行っていきたいと思います。

質問の1番としまして、上里町の健康事業の取り組みについて、①少子高齢化に伴う町の医療制度について、2番目に、セルフメディケーションを育む健康社会について。

質問2としまして、文部科学省が総合学習時間の外部委託授業を認める方針を固めたことについて質問いたします。2番目に、2020年から実施される新学習指導要領について質問を行います。3番目に、英語教育導入に伴う教職員の負担軽減について。この3点について質問をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、平成29年度決算認定におきまして、文教厚生委員会では、文教が関係する関係各課と関係職員と質疑を行ってきました。その中で、国民健康保険特別会計について、質疑では、町が監督保険者となって財政運営を行う最後の年であるということが報告をされました。その中で、今後の課題も報告されました。それは、実質収支額は黒字であるんだけど、単年度の収支は赤字という状況でありました。被保険者の減少により、保険給付費が減少傾向にあり、決算規模は昨年度より歳入歳出とも小さくなっているようです。

平成30年からは国保の広域化となり、納付金制度に移行しましたが、現行の保険税との兼ね合いなど県内の状況を注視し、十分な検討を重ね、慎重に進めていく中で、国保税未納者に対して発行されている資格証明書や短期保険証について、障害、生活実態等の確認や交付方法について質疑を行いました。町としては、税を払っている人との公平性などから、納税交渉の機会と考えて、今後も制度として活用していくというようなことでありました。資格証明書については悪質でない場合を除いて発行せず、受診環境を整えることを第一とし、福祉サイドなどと連携した運用を検討していく、このような答弁でありました。これは、時効が5年で請求できなくなると、こういうことのようにです。

実質収支額は黒字だが、単年度は赤字。これは繰越金で補っている結果であり、この現象は、例えば1億円の収入の目標を立てて、結果目標に届かなくなれば当然赤字になってしまいます。

平成31年度からこども医療費が、無償化が高校生まで拡大されます。これについては、少子化対策として重要であると思いますが、一方で医療費が無料になったことにより、安易に医者にかかろうとする動機づけになってしまい、国保の方がいた場合には、財政を圧迫してしまうことが心配されます。町長は、こうした医療費の財政状況について、どのように考えているのかお聞きいたします。

次に、10月14日付の新聞報道によりますと、働き盛りの世代が家族の介護をするケースが増えてきていると、このようなことが報道されました。

仕事と介護の両立に困難が伴い、毎年10万人が仕事をやめている。年金もない若い世代が厳しい生活をしていかなければならない状況に追い込まれています。

総務省が5年ごとに公表している就業構造基本調査では、2012年度に291万人のことになっております。2017年度には346万3,000人に上り、同5.5%となっています。

就業の継続が難しかった理由に、体力的に両立が困難ということが40%を占めております。ただ、働き世代の離職は、年金支給もなく、貯金の切り崩し、親戚の援助などを受けて介護をしている状況にあります。

このような状況を考えると、先ほど申し上げたように働きたくても働けない、払いたくても払えない、このような人と悪質な人とを明確に分けることは難しいのではないかと私は思います。

また、調査によると、納税者の所得階層の200万円以下が実に72%、300万円以下が87%であり、ほかの市町村と比較して上里町の所得階層はどのようなのかお聞かせ願いたいと思います。

このような状況の中、10月15日付の読売新聞では、国会議員、参議院議員の武見敬三さん、それから、龍角散の社長の藤井隆太さん、この2人が、「かけがえのない医療制度を持続するために」と題して対談をしておりますが、大きく報道されました。

この対談では、セルフメディケーションが育む健康社会を取り上げています。

保険証1枚でどの医療機関でも気軽に受診できる日本の医療保険制度は、国際的にも評価されています。

医療制度がすぐれているかどうかは、その国の平均寿命で測定する傾向があるようです。寿命がどんどん伸びたのは、男女とも世界一になるなど世界最高のレベルだと思っております。

質の高いサービスに国民一人一人が平等にアクセスをできるからであります。

このような内容について、町長はどのような認識を持ち、どのような方向に町の健康事業を進めていくのか最初にお聞きします。

次に、日本の医療制度であります。

患者さん自身が負担する医療費は全体の1割から3割、それ以外は保険料とか税金で賄っています。

しかし、少子高齢化と人口減少、そして財政赤字の拡大、日本の低成長によって医療制度の存続が危ぶまれています。

公的医療費に関しては、納税者としては何とかならないのかという声もあります。

医療費の財源確保も切迫している。3年から5年で長期的な策定をしていかないと、取り返しがつかない状況になるのではないかと考えています。

医療制度を安易に使う時代は終わったと考えなければならない。急速な高齢化によって医療費は高騰し、2016年度の概算医療費は41兆円にも上り、財政を圧迫しています。

国も団塊の世代が医療費を必要とする人の割合が増える75歳を迎えることもあり、非常に危機感を持っている。

このようなことを、武見さんと藤井さんが話をしておりました。

このような中で、医療費の財源確保も切迫しておりますけれども、この辺のところについても取り返しがつかない状況にならないように取り組みが必要だと思います。

私はこのような発言を受け、以前にも話したことがありますけれども、人工透析は1人1年間500万円もかかってしまいます。国全体で2兆円にも上ると言われています。いわゆる腎臓病であります。この腎臓病の予備群が糖尿病であり、行財政を圧迫させないためにも、高額医療を抑制する健康指導が必要と思われませんが、幸い今年度は健康指導の成果もあり、委員会説明では対象者はいないというような報告がありました。町長は、健康事業と医療抑制についてどのような見解を持っているのかお聞きいたします。

次に、セルフメディケーションについてお伺いいたします。

自分自身の健康に責任を持つことについて、軽度な体の不調は自分で手当てをすることを、WHO世界保健機関ではセルフメディケーションを定義しております。これは、健康寿命を延ばすためにも、医療費の適正化にも重要になる、このように武見氏はお話しをしております。

このような話を聞きますと、私自身の経験から、町の高齢者宅を訪問すると、薬がたくさんで飲み切れないという声をよく聞きます。確かに高齢者の方の家を訪問すると、たくさんの薬を抱え、月曜日から日曜日まで薬が分けられており、薬を飲むのが仕事というようなことを多く見受けられます。必要な薬を必要なだけ処方してもらい、きちんと正しく服用する服薬管理や、健康に関する正しい知識を身につけることが大事です。まさしくセルフメディケーションの定義であり、いつでも健康相談ができるかかりつけの医師、かかりつけの薬剤師、薬局も自分の地域に確保することが必要ではないかと思います。そうした意味では、町長が上里町に病

院の誘致を公約に掲げたことについては、私は理解はできると思います。

こうした中、積極的に健康管理をしてもらうことで、医療費の適正化につなげようという目的が新たに加わり、昨年からは医療費が10万円を超えない人でも利用できる可能性のあるセルフメディケーション税制が特例として始まりました。私は食事や運動による健康管理もセルフメディケーションの一つではないかと考えています。上里町も健康管理についてさまざまな取り組みを行っていることについて、私は評価できます。もっと他市町村に上里町の取り組みをアピールしたらというふうに思います。

セルフメディケーションという言葉は、町民にはなじまない言葉ではありますが、この言葉の意味を町民に理解していただくには、簡単なことではないと考えています。セルフメディケーションの効果は、1、毎日の健康管理習慣が身につく、2、医療費や薬の知識が身につく、3番として、疾患により医療機関で受診する手間と時間が省ける、4番目としまして、通院が減ることで国民医療費の増加を防ぐことができる。こういう取り組みについて、自分の健康は自分で守るということを意識づけることが大切であります。積極的に健康管理にかかわることが大事ではないかというふうに思います。

このような考え方について、税制、医療制度など、長期展望を含め、町長はどのような考えを持っているのかお聞きしたいと思います。

次に、問い2といたしまして、文部科学省が総合学習の時間の外部委託授業を認める方針を固めたことについて質問していきたいと思います。

①として、土日を活用した英語枠の確保について。

9月30日付の新聞報道によりますと、文部科学省は、小・中学校の総合的な学習時間（総合学習）について、年間授業数を4分の1まで、土日や夏休みを利用し、NPO法人などの外部に授業を委託するという方針を固めたようです。2020年度に実施する次期学習指導要領では、小学校の英語が正式な教科となり授業数が増えるが、平日の総合学習を減らし、英語の授業を確保することも可能になります。この文科省の方針に対し、埼玉県は指示及び上里町の対応についてお聞きします。既に文部科学省は、10月1日の中央教育審議会の部会で方針を示し、その後、都道府県の教育委員会に通知をすると、このようになっていますが、この町の対応についてお聞きしたいと思います。

私の今回の質問は、基本的には英語教育について、子どもたちの将来を考えた場合、今日の国際社会に通ずる英語教育を小学校の段階で導入することについては、教育長が9月の答弁で、異文化コミュニティーは重要であると、このような答弁を支持したいと思います。そういう立場におきまして、上里町の考えをお聞きしたいと考えております。

11月5日の教育新聞では、琉球大学の教授は、言語活動の必要性を次のように話してお

ります。単に文法を理解し覚えたことを言うだけの活動からは、資質・能力はいずれも育成できない。そのためには、指導者も自分の考えや気持ちを外国語で伝えることが求められる。そのような指導者のもとでこそ、自分の考えや気持ちを伝えたいと思う児童が育つのではないか。このような内容であります。まさしく教育長が唱えた異文化コミュニティーは重要であります。これは非常に大事であると思います。

さらに、11月7日のNHKの報道では、「英会話時代到来」と題してさまざまな取り組みが報道されました。ALTがいなくても授業ができるようにしている白金小学校の例もあります。英語を習いに行かなければ教育に格差が生まれる。お金をかけない取り組みも重要など、問題もあります。英会話のあり方として、①読む、②書く、③聞く、今後、日本人が英語とどう向き合うのかも問われています。そうした意味合いでは、異文化コミュニケーションというのは大事であります。

英語教育が導入されることで、6時間授業が増えることについては、授業内容を工夫していくことで解決ができるし、遊ぶ時間も必要だが勉強も大事だと思います。私自身、英語は全くできませんが、幼少のころから学ぶことで私たちのできなかった英語を身につけ、国や地域を超えた人との交わりが身近になっている今日、私たちができなかった英語教育が果たす役割は大きなものであります。国際社会に通じる子どもたちを、是非そうした立場から育ててほしいと私は思います。そうした立場から質問していきたいと思います。

2020年から実施される新学習指導要領についてお聞きしたいと思います。

最初に、小学校の英語が5、6年生で教科化されることについてであります。英語に親しむ外国語活動は、3、4年生に前倒しされています。先ほど述べたように、今年度から移行期に入り、既に先行実施されていると聞いています。2020年に実施されるとすると、2年後になるわけです。既に2年を切っております。5、6年生、3、4年生に前倒しされていますが、上里町としての現状についてお聞きいたします。

また、総合的な学習の時間について、教科横断的なテーマを取り上げ、研究的な学習を行うとし、2002年から正式導入されました。当初、小学校は100こまから110こまということでありましたがけれども、11年度から実施されている現行の学習指導要領では、理数を中心に授業時間数が増えたため、年70こまに削減されました。このような内容が報道されているが、把握しているのかどうかお聞きしたいと思います。

9月議会において、英語教育が本格的に導入されると、授業時間が6時間になり、同僚議員の質問では、遊び時間が少なくなることが懸念される等の質問がありました。また、英語検定の無料化なども提案をされました。

地域の保護者に英語教育について聞きました。導入については知っているが、細かいことは

わからないと言っていました。ある保育所では、既に英語指導を行っているということも聞いております。全く無関心でもなかったようでもあります。これは、2年生の保護者の方に聞いたお話であります。今後は、英語授業によりさらに関心度の度合いも小・中含め高くなると考えられます。

そこで、課題としては、授業数が増える分をどうするのか。教員の不安をどう取り除くのか。小学校の児童には、日本語もしっかり身につけていない時期に、英語の授業が導入されることで戸惑いも出てくるのではないかと。外国籍の児童が存在する小学校では、特例でなく得意な科目になると思うが、教育委員会として交流をして学ばせながら配慮してほしいと思いますが、教育長のお考えをお聞きします。

さらに、英語教育が本格的に導入された以降の取り組みについて、2つの提案をしたいと思っております。

英語教育を自然な形で取り入れていく方策として、群馬県伊勢崎市の小学校の取り組みが日本教育新聞で紹介されています。そこで、なるべく自然な形で英語教育が進められるために、公共機関、施設等で英語表示にして取り組んだらどうかというふうに思います。例えば、現在JRの車内で皆さんもお聞きしたと思いますけれども、アナウンスされているのが、ネクスト・ステーション・神保原、こんなような形で至るところで英語が使われております。このような案内を毎日聞いていますと、私も74歳になりますけれども、自然に覚えてしまいます。現在の子どもたちは、もっと覚えもよく身につくのが早いと思います。お金の問題もありますが、異文化交流などを含め町全体で積極的に取り組み、全国にアピールしたらと思いますが、町としての取り組みがあれば教育長にお聞かせ願いたいと思います。

2つ目は、英語教育が増えることで6時間授業が増えることとなります。前議会では、遊ぶ時間が少なくなるのではないかとこの質問がありました。子どもの遊ぶ時間を確保しながら6時間授業を行うには、授業開始時間を現行より30分早くするとか、これは、聞いた話では、熊谷市は上里より30分早いようなことを言っていますけれども、これが事実かどうかはわかりませんが、このような情報があります。先行実施する学校はさまざまな工夫をしているようです。教員からは、何かを増やすなら何かを減らしてというような声もあるようですが、2020年実施に混乱しないためにも準備が必要だというふうに思います。私の調査では、現段階での英語教育について特に問題は出ていないようではありますが、例えば1こま45分を減らすことができないのか。各教科を5分ずつ減らせば6時間でもあっても時間数は減るので、そうした意味でそういう考えは出ないのか。町の準備状況をお聞かせ願いたいと思います。

3つ目は、教員の不安はないのか。中学校と違い小学校教員は英語の指導方法を専門的に学んでいないようなので、発音、それから児童からの質問を心配する人もおります。平日の夜、

週末まで、授業の準備をする教員もいるようです。ALT、これは外国語指導助手とっているようですが、先生からの信頼度は非常に高いようですが、学校指導室としてどのような見解を持っているのかお聞きしたいと思います。

次に、少し重複しますが、次期学習指導要領では、歌やゲームで英語に親しむ外国語活動が、小学校3、4年で正式に実施され、5、6年では英語が教科となります。各学年とも授業数は現行の指導要領より年35コマ増えることになります。

英語をめぐっては18年度からの2年間は移行期間とされていますが、3、4年生については15コマの外国語活動が設けられ、これまでの取り組みが初期段階でありましたけれども、5、6年生は活動を15コマ増やし、年50コマとなっております。

文科省は、移行期間に限り、総合学習の15コマを外国語活動として振りかえることを認めているが、2020年度以降の扱いはどうなるのか、焦点となっております。町として、今までの英語授業の取り組みと、今後の取り組みの方針をお聞かせ願いたいというふうに思います。

次に、英語教育導入後の教員の負担軽減についてであります。

私は、6月定例議会で、部活動の意義の件で質問を行いました。その中で、教員の勤務時間のあり方について教育長の考えを聞きました。そのときの答弁は、教員の勤務時間把握のためにICカードを使用した出退時間の把握を6月1日より実施しているとのことでありました。残念ながら埼玉県議会は、いまだタイムカードを認めておりません。理由が幾つかあるようですが、その一つに、決めても守らなきゃ意味がない。このようなことでありました。私は、もっともこれは政治的な考えがあるようなので、このことについてはこの場でなじまないの、あえて申し上げません。

そこで、文部科学省総合学習が、外部委託や、土日、夏休みの実施を認めるのは、英語時間を確保しながら教員の働き方に目配りした結果であるようですが、一方では、英語研修などで教員の負担がさらに大きくなるのではないかという意見もあるようです。教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、上里町の健康事業の取り組みについての①少子高齢化に伴う町の医療制度への影響についてと、②セルフメディケーションが育む健康社会についての質問について、関連がありますので一括してお答え申し上げます。

少子化に伴う町の医療制度への影響についての御質問ですが、私は、公約に掲げたとおり、

こども医療費の対象年齢を満18歳までの拡大について、条例改正を行い、平成31年4月から実施いたします。

試算による対象者の人数は約1,000人の増で、合計で約5,000人、医療費は約2,000万円増の予定でございます。合計で約1億3,300万円の支出が見込まれております。

平成31年度以降、拡大部分の影響により、こども医療費の支出額は増となると思われませんが、制度が落ち着いた段階で再び少子化により減少傾向になっていくのではないかと推測されている次第でございます。

無料化により、安易な受診が増える懸念もありますが、経済的な事情で命にかかわるような受診をちゅうちょする心配はなくなるかと考えております。また、受診が容易になり、早期に受診することによって、早期の治療につながることも期待しております。

議員御指摘のとおり、こども医療費の対象年齢を拡大すると、国民健康保険の加入者にも子どもはおりますので、同様に国民健康保険の医療費にも影響が出てまいります。財政面での心配はございますが、少子化が進む中、子育て世帯に対する経済的負担の軽減と、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを第一に進めてまいりたいと考えております。

次に、上里町の所得階層はどうかという御質問ですが、平成28年中の所得の課税標準額における所得階層は、議員御指摘の数値となっております。

他市町村との比較ということでございますが、200万円以下、300万円以下の割合は、小数点以下四捨五入で申しますと、それぞれ本庄市が70%、300万円以下が85%、美里町が73%、88%、神川町が75%、90%であります。町村の平均が70%、85%で、県平均が63%、80%であります。

このことから、児玉郡市内では、低所得者層が多い順は、神川町、美里町、上里町、本庄市となり、県内と比較しますと町村平均、県平均より割合が高いことから、上里町は低所得者層の納税義務者は県内では多いほうであるということがわかってまいります。

次に、新聞で取り上げられたセルフメディケーション関連の記事で、日本の医療制度のすぐれた点等について掲載されている件の御質問でございます。

私は、日本の医療制度は、国民皆保険制度のもと高度な医療提供がされており、世界に誇れるものであると考えております。そして、町は、県とともに最後のとりでといわれる国民健康保険の共同保険者として、当該制度を維持・継続させる大きな責任と役割を担っていると認識しております。

こうした充実した医療制度のもと、十分な医療提供がなされる状況で、疾病を早期に発見し早期の治療につなげるため、特定健診やがん検診などの受診率向上が大切であると考えております。

また、糖尿病性腎症重症化予防対策事業により、人工透析への移行を防ぐなど、予防医療に積極的に取り組むことで医療費を削減する取り組みも継続して進めていく必要があるかと考えております。

最後に、税制度、医療制度などの長期展望の質問でございます。

まず、税制度の長期展望でございますが、所得税におけるセルフメディケーション税制の創設目的は、WHOのセルフメディケーションについての定義である「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」とあるような、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取り組みを促進することで、高騰する医療費の適正化を狙ったものでございます。

現在は、医療費控除と控除額が違うことや、医療費控除というセルフメディケーション税制による所得控除は、どちらか一方しか選択することができないなどの理由でまだ利用者が少ないですが、もっと有利で利用しやすいよう改正され、また、OTC医薬品が充実した場合などには、この制度を活用する人が増えると思われま。

次に、国民健康保険税ですが、平成30年度から始まった広域化による新制度の目的や一般会計からの繰り入れに頼らない運営とすることが前提のため、被保険者の減少の推移を注視し、議員が御質問されているような健康推進による医療費の削減や納税率の向上に努力しながら、独立した保険制度として赤字を解消するよう、国保運営協議会にお諮りしながら、保険税率について見直しを行ってまいりたいと考えております。

セルフメディケーションでは、体調不良となったときなど、OTC医薬品を上手に利用してまいります。日ごろから各種健診を受診し、体質、体重、体脂肪や血圧など、自分の体の状態を知っておくことが必要で、健康状態を保つためには普段から適度な運動と栄養バランスのよい食事、十分な睡眠など、予防医療に取り組むことが大切であります。

しかしながら、なかなか個人の努力だけでは難しい面もありますので、行政も一体となって健康づくりや食育を実践しやすい環境整備など、サポートすることが必要であると考えております。

こうした中、町では、健康長寿埼玉モデル、毎日1万歩ウォーキングを実施してまいりましたが、来年度より各課で実施する健康関連の事業などを包括した健康マイレージ事業に取り組んでいく計画でございます。

繰り返しになりますが、セルフメディケーションを推進していくことは、町民の皆様の自発的な健康管理、疾病予防の取り組みを促進し、医療費の適正化にもつながってまいりますので、今後は町の情報ツールなどを活用して周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 高橋勝利議員の2、文部科学省が総合学習の時間の外部委託授業を認める方針を固めたことについて、私に質問がございましたので、順次お答え申し上げます。

まず、①土日を活用した英語枠の確保についての御質問にお答え申し上げます。

平成30年10月1日に中央教育審議会の教育課程部会が開催され、その後、土日を活用した英語枠の確保について新聞報道されたことは承知しております。また、教育課程部会での配付資料「『総合的な学習の時間』における家庭、地域と連携した学校外学習の位置づけの明確化について」は公開されており、その資料には、夏季休業中の土日等を含めた学校外における総合的な学習の時間の授業を行う条件を明確にすることにより、児童・生徒の多様な課題に応じた探求の機会の充実を図ることが明記されております。

次に、2020年から実施される新学習指導要領についての御質問にお答え申し上げます。

平成29年3月に新学習指導要領が告示され、2020年から小学校の3、4年生に外国語活動、5、6年生に外国語科の導入が決定されました。なお、今年度と来年度は、新学習指導要領移行期間であり、準備期間となっております。

上里町では2020年度からの新学習指導要領完全実施を踏まえ、1こま45分の授業を行う6時間目を設定することといたしました。本年度は、小学校3、4年生は年間15時間の外国語活動を、5、6年生は年間50時間の外国語活動の授業を実施することとなっております。

次に、御質問にありました総合的な学習の時間導入の報道については、承知しております。また、総合的な学習の時間設置の経緯につきましては、平成27年12月8日の教育課程部会での配付資料にも明記されているところでございます。

英語の教科化に伴う外国籍児童の活躍についてですが、国籍にかかわらず一人一人の児童・生徒の実態や得意分野等を生かし、活躍の場をそれぞれの学校、学級で工夫して取り組んでいくところでございます。交流活動等もあわせて行っておるところでございます。

英語教育の充実についてですが、上里町では新学習指導要領の告示を受けて、昨年度、町内校長会から1名、各小・中学校から1名の教員、計8名からなる教育課程検討委員会を立ち上げ、2020年度から全面実施となる小学校の英語の外国語活動と外国語の教科化を迎えるための検討だけでなく、さらなる英語教育充実に向けた情報交換なども行ってまいりました。学校の階段や特別教室の表示に英語を掲示して、児童・生徒が学校での日常生活から親しむようにしたり、業間休みにALTと積極的に活動をする設定をして、遊びながら自然と英会話に触れる工夫をしている学校もございます。

次に、英語教育導入に伴う教員の負担軽減についての御質問にお答え申し上げます。

上里町では、4名のALTを計画的に各小・中学校に派遣しております。担任と連携して充実した授業を行うことはもちろんのこと、授業準備や掲示資料のほか、効果的な取り組みなどの情報収集も積極的にALTが取り組んでおります。

次に、英語教育の取り組みの評価はどのようになっているかについての御質問にお答え申し上げます。

上里町では、平成13年度より、全国に先駆けてALTを導入しました。各小学校では、外国語活動の時間、国際理解教育などを通して、ALTの積極的な活用を図っております。一方、中学校においては、ALTによる本場の英語を通し、実際の場面で使える英語教育を目指して活用を図ってまいりました。その結果、学力学習状況調査において着実にその成果があらわれております。2020年度以降の取り組みにつきましても、各種調査結果を踏まえ、今後も引き続き英語教育充実に向けた効果的な取り組みを実践してまいりたいというふうに考えております。

最後に、英語教育推進に伴う教員の負担増に対する考えについての御質問にお答え申し上げます。

英語の教科化に伴い授業時数が増え、放課後の時間が少なくなるのは、議員御指摘のとおりでございます。しかし、社会の急速なグローバル化の進展の中で、異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要なものとなっており、英語力の一層の充実は、大人にとっても子どもにとっても極めて重要でございます。

このようなことから、導入したICカードを活用しての業務時間管理を行うとともに、町では教員の負担軽減を研究してまいりたいと考えております。

また、今年度、各小学校に児童用として60台のタブレットパソコンを導入させていただきましたので、ICTの効果的な活用やALTなどの人的支援も含め、子どもたちの教育に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） セルフメディケーションについては先ほど質問したんですけれども、今、町はいろいろ町民の健康促進についてさまざまな取り組みがされていることは、先ほど私のほうも評価していると、こういうふうに申し上げました。

そこで、やはり体操とかいろいろやっているわけなんですけれども、それは体の見える範囲の、足が痛い、腰が痛いというようなところを中心に言っているわけなんですけれども、私はこのセルフメディケーションについては、やっぱり取り組みというのを町にもっと広げていただきたいという考えがあります。やっぱり先ほど申し上げたように、自分の健康は自分で守るんで

すよということをもっと意識づけさせ、積極的に町民に健康管理に努めてもらうということが大事だと思います。

体操をしても、夜更しして、1時や2時までお酒を飲んでいたのでは何もならない。また、日ごろの食事療法についても、やっぱり健康指導の中で、体操のときに大勢の方が集まっているようですから、そういうことも含めて指導かたがたお願いしたいというふうに思います。

やはり一番大事なのは、病気や薬について、やっぱり正しい知識を持ってもらうと。何でももらってくればいいというものじゃなくて、本当に、そこに合った人に薬を配付してもらうように、知識を持つ人は大事だというふうに思います。正しい知識があれば、軽い症状を自分で改善したり、生活習慣病の予防や健康管理に役立つことがあるのではないかということをおっしゃるので、この点だけ一つ、もう一回答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋議員からの御質問に対して答弁させていただきます。

高橋議員から、個人の健康管理を含めて、薬等の管理を含めた御質問があったかと思えます。

町としては、先ほど言いましたように、健康マイレージということで個人の体を健診を受けてする制度とか、それから、ウォーキングの健康スポーツを含めて事業として取り組んでおります。先ほど言いましたように、来年度もそういった健康に関する各課の取り組みをやっていくということでございます。

また、服薬する薬についても、やはり個人の管理だけじゃなくて、かかりつけの医師のアドバイスとかそういったものが必要かと思っております。町としては、こういったOTC医薬品についても、活用する人について、適切な情報提供などを含めて考えていく必要があるかと思っております。

ちょっと家庭に関連する、昨日の日経新聞の記事なんですが、生活習慣病を手厚くということでもあります。これは、昨日の日経新聞に、厚生労働省が糖尿病や高血圧症といった生活習慣病の予防対策として大幅に見直すと。医師の指導に沿って運動したら、医療費としてその費用を控除できる。例えばスポーツジムを使って健康を管理する、予防医療をやるということであれば、その自治体に対して交付金を広げるように、より多くするということが、記事が昨日、新聞に出ていました。

こういったことも踏まえて、私自身も予防医療については非常に生活習慣病を含めて医療費の削減につながる場所はしっかりやっていきたいと思っておりますので、こういった医療制度、それから国の方針等を含めてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 是非そういう立場で町民に、今度はそういうことが厚生労働省から示されているということで広めていけば、町民の方々も是非そういうことをやっていこうというように、もっと機運が高まるということだと思います。そういうことをお願いして、健康関係についての質問は終わりにさせていただきたいと思います。

次に、教育長のほうにお伺いしたいと思います。

昨年6月1日より実施したICカードについては、確かにそういった取り組みが行われたんですけども、まず、この成果、それをやったことによって、教職員の1日の勤務時間、月とかそういうものは、あれから、6月から3カ月以上たっているわけですけども、そういう成果が出てきたのか、つかめたのかということをお聞きしたいと思うんですけども、この間のテレビなんかでも報道されたのは、45時間、月、残業時間なんていうことが言われていますけれども、その辺のところもちょっとはつきりしないところがあります。

英語の増加、教員の労働時間というのは、極端に言いますと、もはや限界なんだということを行っている人もいます。政府は、10月30日の労働現場での過労の実態をまとめたんですよ。過労死防止等対策白書、これ、2018年度版というのを出しているんですけども、ここで決定したことについて、全国の小・中学校の教員を対象に調査をしたと。3万5,000人というふうに言われているんですけども、3万5,000人が全体の割合にすれば少ない。多いとは言えないのでありますけれども、政府はそうやってまとめたことなんですけれども、業務やストレスの悩みがあるというふうに答えた人が80.7%、厚生労働省は、11月中旬に、専門家で作る協議会で、心のケアなどの対策を議論し、教職員の調査でストレスや悩みの内容を複数回答で尋ねたところ、長時間勤務の多さが最多で43%、それから、一番大事なのは職場の人間関係が40%もいっていると。さらには、PTAとかそういった保護者の対応も38%というふうにして、非常に高いわけでありましてけれども、その辺のところについても、教育長に、このような調査結果についてどのように考えているのか、上里町の実態と照らし合わせてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう一つは、ある大学生に……

○議長（新井 實君） 3番高橋議員に申し上げます。

一般質問は一問一答方式にてお願いいたします。

○3番（高橋勝利君） わかりました。そういうことがいろいろあるんですけども……

○議長（新井 實君） すみません。

○3番（高橋勝利君） 一答一問ということで。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員に申し上げます。

質問は一問一答にてお願いします。

○3番（高橋勝利君） 了解いたしました。

そういうことでありますので、わかりました。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 先ほどの答弁の中にも、I Cカードを使って職員の勤務管理を進める中で、負担軽減を進めていきたいというふうな話をさせていただきました。

今の御質問は、I C Tを活用した後の実態はどうかということでございますけれども、I C Tを活用して、まず1つは、教員の意識が変わりましたというのをまず挙げられます。ただ、今、私どもが捉えているのは、国のほうが出しております80時間を超えない、いわゆる過労死ラインは超えさせないようにしようじゃないかというのが大きな柱になって、記録をとっているわけでございます。その結果、6月からとってまいりまして、それまでは結構80時間超えはいっぱいあったんですけれども、6月から11月まで、中学を除くとほとんどなしです。小学校でいいますと、1校2人のみです。中学校は若干まだございます。やはりこれは部活動の関係があるのかなというふうに思っているわけですが、いずれにしろ教員がパソコンの中で自分の、いわゆる超過勤務時間を帰るときに把握できるんです。毎日毎日。今日は何時間、今日で何時間だぞというのがわかるようになっていきますので、やはりその意識をしていくというふうな形になったのかなというふうに思います。

昨日でしたか、45時間ですか、国のほうが方針を出したというのがございましたけれども、それについてもちょっと急遽情報をとらせてもらいましたけれども、45時間ですと大変無理があるというのがわかりました。というのは、それだけ教員の仕事量というのは多いのかなというふうに思います。

議員御指摘のように、本来の、いわゆる授業に使える時間プラスアルファの時間が、教員は非常にたくさんあるということなんです。保護者対応もございますし、中学校であれば部活の問題もありますし、さまざまな研究会等もございます。そういうものを含めると、やっぱり45時間というのはかなり無理があるのかなと。国のほうも、この後、45時間がどういうふうに出てくるのかよくわかりませんが、今、一生懸命検討しているようでございます。変形労働時間とかいろいろなことを言って、夏休み以外のところは勤務時間を少し長くして、夏休みに集中的に休みをとってもらおうとかというのはあるんですけれども、その中でも言われています。教員は夏休み、休みじゃないんです。研修時間に相当割いています。そうしますと、教員が自分の資質を高めるための時間をとられてしまうというのがございますので、夏休み中

を全部休みにしちゃって、あとは勤務時間を8時間じゃなくて10時間にしようじゃないかというのは、ちょっと議論が乱暴なのかなというふうに思っているところでございます。

いずれにしましても、各学校ともこのICカードの活用を含めて、一斉退庁日を設けたり、ノー残業デーですか。あるいはすいすい帰るデーだとか、そういう名称を使いながら、教員がお互いに声をかけ合いながら、自分たちの勤務時間管理を進めている。当然、校長もICカードの結果を見ながら、職員に対して話しかけをしながら、教員が負担にならないような、そんな体制をとっていかれたらなというふうに思っています。

私も教育委員会としましても、教員に対してそんなような働きかけをするとともに、もう一つは、国や県からくる調査類が余りにも多過ぎるということで、それらについては教育長会を通じながら要請をしまいで、負担の軽減に向けた取り組みをしまいでというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 先ほどの、私が言ったことが、通告以外の内容だということで指摘をされましたので、そのことについてはあえて申し上げないと思います。

一番の今回の問題につきましては、外部委託、土日を活用と教育長は言っていますけれども、そうすると、外でそういう授業を行う、そういうところに参加するということになりますと、交通事故等が心配されるわけです。皆さんも、ここに集まっている方、もう既に御承知のことと思いますが、本庄西中の生徒がそういった事故を起こしてしまった。今後もそういったことが、今度は公的に認められてやるようになると、非常に事故が心配されるわけです。

そういったことについて、安全対策とかそういうものがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 子どもたちが外へ出て学習するというのは、学校の教室の中だけで学習するよりも生きた学習になるということで、大変、各学校とも、校外に出た実施学習というのは一生懸命やっております。特に小学校は、町内の各施設を訪問したり、県内の施設を訪問したりということで、外へ出た学習がたくさんあるわけですがけれども、そんな折の、いわゆる安全対策でございましてけれども、通常は学級担任1人で30人なり三十五、六人の子どもたちを面倒見るわけですがけれども、校外学習には必ず補助者をつけております。2人体制、あるいは3人体制で、町内であればほとんど全部歩きですから、いろんなところに危険な箇所がござ

いますので、そういうところに2人、3人、学校の中で授業のあいている教員がいる場合は、その教員につけさせる。あるいは保健の先生方がつくとか、もっと言いますと、町民の皆さん方に、実はボランティアで参加をさせていただいているという場面もございます。いわゆる施設見学の場合の付き添い、引率です。交差点のところで面倒を見てもらうとかそんなことをやりながら、子どもたちがけがをしなくて生きた学習ができるような体制をとっております。

部活動になりますと、ほとんどはバスで移動しちゃいますので、子どもたちが単独で動くということはございませんが、単独で動くような場合には、引率者が途中途中でついて点検をしたり、あるいは注意をしたりというような形での引率体系をとっているところです。

いずれにしても、子どもたちが校外に出た学習については、ある一定の決まりがございます。修学旅行であれば、泊であれば、何人に対して何人の引率者をつけなさいというような決まりがございますので、それに合った方法で子どもたちの安全確保というのをやっているわけでございます。

本庄市で起きた事故は非常に悲惨なものなんですけれども、あれは学校外の、いわゆる学校管理外、いわゆる家庭の中での出来事と同じ扱いになります。したがって、そここのところに教員がついて安全管理をするというのは、なかなか難しさがございます。いわゆる学校管理下の問題につきましては、教員が責任を持って安全確保をしながら、子どもたちが外でできるようにしてまいりたい。

今、言った、総合的な学習の時間が外でできるようになる。当然のごとく土日であってもそういう体制をとらなくてはいけないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時30分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。議席番号8番の植原育雄でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取り組みが必要

だと思っております。キーワードは「安全と安心」、安全で安心な町づくりを進めます。「選択と集中」、必要な事業を選択し実施を目指します。「官民協働」、官と民の協働による地域主権の町づくりを進めます。

今12月定例議会では、1、交番の設置について。2、交通事故の減少を目指して。3、電気自動車の充電スタンド（急速充電設備）について。4、道徳教育について。5、平成31年度予算編成について、町長、教育長に質問をさせていただきます。

1番目に、交番の設置について、町長に質問をさせていただきます。

上里町には以前、駐在所が町内の旧村単位で4カ所ありました。交番設置に伴い、神保原駅前交番1カ所となりました。上里町の人口はここ数年来、約3万1,000人ほどであります。埼玉県読売防犯協力会と埼玉県警察本部が発行しております「安全安心なまちづくり」のパンフレット平成30年11月号によれば、犯罪（刑法犯）認知件数、平成30年1月から10月末までの暫定値であります。上里町は1、住宅対象侵入盗20件、本庄市18件。2、自動車盗4件、本庄市10件。3、オートバイ盗4件、本庄市4件。4、自転車盗36件、本庄市97件。5、車上狙い25件、本庄市34件。6の部品狙い6件、本庄市33件となっております。埼玉県警察のホームページによりますと、本庄市には2つの交番と3つの駐在所があります。本庄市と合併した旧児玉町には3つの駐在所があります。神川町には3つの駐在所、美里町には2つの駐在所、神川町と合併した旧神泉には1つの駐在所があります。申し上げましたように、犯罪（刑法犯）認知件数は本庄市のほうが多く発生しておりますが、犯罪事案によってはこの本庄市と余り変わらない事案もあり、1の住宅対象侵入盗事案では上里町のほうが多く発生しております。上里町においても、交番設置についての要望書を2度、警察に提出していると思います。1回目は神保原駅の南側に交番を設置する請願が提出され、議会で採択され、平成14年12月に本庄警察署に要望書を提出、場所は神保原駅南区画整理事業区域内でありました。2回目は、区長会を中心にして、町民体育館の南側の県道・藤岡本庄線沿いに交番設置を求める署名活動の結果、1万人を超える方々からの署名をいただいて、平成20年3月に埼玉県警察本部に要望書を提出したと聞いております。いまだに交番の設置に至っておりません。振り込め詐欺や交通事故も多発しております。身近に交番や派出所等があれば、地域住民は安心して暮らせます。前町長は、快適で安全な町づくりの一環として、交番設置の要望活動につき、今後、警察と相談して検討してまいりたいと答弁しておられますが、山下町長はどのような考えをしておられますか、質問をいたします。

次に、交通事故の減少を目指して。町長に質問をさせていただきます。人口1,000人当たりの人身交通事故発生件数について、平成30年10月末の確定数値であります。市町村別交通事故発生率は、ワースト1位は川島町、2位は上里町、3位は本庄市となっております。同年同

月の市町村別高齢死傷者発生率では、ワースト1位が行田市、2位が上里町となっています。いずれも埼玉県内72市町村内の発生率となっております。人身交通事故が減らない理由は何でしょうか。上里町の担当者の方も努力をされております。危険な箇所を取り除くこと、言葉で表現するのは簡単であると思います。しかしながら、この現実を放置しておくことは許されないことでもあります。上里町民が安全で安心して暮らせる町づくりのために、何かを考えて実行する必要があります。上里町内の幹線道路を一刻も早く整備し、車両が生活道路に入り込まないようにすることも交通事故を減少させる重要なことであると私は考えております。また、平成30年11月20日火曜日の読売新聞によりますと、埼玉県警察では、生活道路などでのスピード違反を摘発することで重大事故を防ごうと、昨年4月から移動式の速度違反自動監視装置オービスの本格運用を始めています。移動式オービスを従来できなかった道路幅の狭い生活道路や通勤・通学路、住宅密集地等に重点的に設置し、取り締まりをしております。

埼玉県内の、今年交通事故の死者は、11月18日時点で156人と愛知県、千葉県に続いて全国ワースト3位で、埼玉県警の交通指導課長は、神出鬼没な運用をしてドライバーの速度超過に対する意識を変えていくことで重大事故を少しでも減らしたいと話しております。交番や派出所が設置できるまでの間、上里町内に警察車両の待機場所、立ち寄り場所を何か所か設置したらどうでしょうか。また、朝の通学時間帯に警察車両でパトロールを本庄警察署にお願いすることも必要ではないでしょうか。山下町長はどのような考えをしておられますか、質問をいたします。

次に、電気自動車の充電スタンド（急速充電設備）について、町長に質問させていただきます。最近、よく目にする機会が増えてきているEVですが、EVとはエレクトリック・ビークルの略ではありますが、エレクトリックは電気、ビークルは車両という意味で、文字どおり電気自動車のことです。従来の車と違うところは、電気自動車にはエンジンが搭載されていません。そのかわり、電気モーターが搭載されており、バッテリーに蓄えてある電気で走行します。ガソリンなどの石油燃料を必要とせず、CO₂や排気ガスを排出しないので、環境に優しい車両として世界中で注目されております。また、ガソリン車と比べてランニングコストが安いのも魅力の一つであります。減速時に発生したエネルギーを回収することができるため、エネルギー効率はガソリン車よりもかなり高くなります。EV車と似たような種類に「ハイブリッド・ビークル」HVという車種があります。一般的に言うハイブリッドカーのことで、HV車はエンジンと電気モーターの2つの動力源を持っています。

さらに、家庭用電源からコンセントを利用して直接充電できるプラグインハイブリッドビークル、いわゆるPHV車があります。また、プラグインハイブリッド電気自動車のPHEV車といった種類もあります。購入時に補助金や減税を受けることができます。電気自動車は家庭

での充電はもちろんですが、出先で充電量が減ってきた場合は、充電スタンドで充電しなければなりません。電気自動車の充電スタンドは3種類あります。

1種類目はポール型普通充電器200ボルトでケーブルあり、設置場所は商業施設、宿泊施設、屋外駐車場などで、約4時間充電で80キロメートル、約7時間充電で160キロメートル走行が可能です。野外に設置されている普通充電器は主に200ボルトタイプであります。100ボルト充電器の場合は充電時間がかかってしまうので、一般家庭の車庫などに設置することが多いようであります。

2種類目は、ポール型普通充電器200ボルトでケーブルなし、コンセント型については、設置場所は商業施設、宿泊施設、屋外駐車場等で、約8時間充電で80キロメートル、約14時間充電で160キロメートル走行が可能です。普通充電器は主に200ボルトタイプであります。ケーブルがないコンセント型普通充電器の場合、電気自動車に搭載されている充電ケーブルを充電器のコンセントに差し込んで充電をいたします。そのため、充電器に設置されているコンセントの種類によっては、充電できる車種が限られております。

3種類目は、急速充電器、出力50キロワット。設置場所は高速道路のサービスエリア、ガソリンスタンド、道の駅、カーディーラー、市役所、町村役場、総合病院、商業施設であります。約15分の充電で80キロメートル、約30分の充電で160キロメートル走行が可能です。より多くの電気を流すことができる3相の200ボルトの電源から充電するため、短時間での充電が可能です。一般的に、たった5分の充電でも40キロメートル走行することも可能です。高速道路のサービスエリア等、急ぐ方の集まる場所に多く設置されているようです。本庄市児玉郡市町の電気自動車充電スタンド（急速充電設備）の設置状況について、私が調査した時点は次のとおりであります。

本庄市内の設置状況については全体で24件となっております。公共施設の設置は児玉総合支所と、はにぼんプラザ、本庄市民文化会館の隣の保健センターの3カ所となっております。

本庄市役所には設置はされておられません。

児玉総合支所、電気自動車充電スタンド（急速充電設備）は、料金は無料で、12月28日から1月4日の年末年始は定休日となっております。はにぼんプラザの電気自動車充電スタンド（急速充電設備）は、当面は無料、充電時間は1回30分まで、12月29日から1月3日の年末年始は定休日となっております。

本庄市保健センターの電気自動車充電スタンド（急速充電設備）は、当面は無料、平日の午前8時半から午後5時15分まで、年末年始は定休日となっております。

神川町の町内の設置状況については全体で1件となっております。電気自動車充電スタンド（急速充電設備）は神川町役場の駐車場、庁舎の西側に設置されております。料金は有料とな

っております。

美里町の町内の設置状況については全体で3件となっております。美里町役場に設置されております。料金は有料であります。充電時間は1回30分まで無休で24時間営業。

また、猪俣地内にある民間の車屋さん、車の整備工場に1カ所と、広木地内のゴルフ場内、充電時間は30分100円となっております。

上里町の町内の設置状況については、全体で4件となっております。上里サービスエリア上り線、料金は有料、無休で24時間営業。上里サービスエリア下り線、料金は有料で無休で24時間営業となっております。

3番目が、埼玉北三菱自動車販売（株）、料金は有料、無休で24時間営業となっております。

4カ所目が高橋自動車（株）は、普通の充電器コンセント型、急速充電設備ではありません。利用時間は営業時間内となっております。環境に優しい車両として世界中で注目されております電気自動車推進のためにも、電気自動車の充電スタンド（急速充電設備）を上里町役場敷地内に設置したらどうでしょうか。町長はどのようにお考えかを質問をいたします。

次に、道徳教育について、教育長に質問をさせていただきます。

最初に平成30年、今年の4月から小学校で道徳が正式教科となりました。1958年（昭和38年）9月の道徳の時間の特設以来、60年の年月を経て、2018年4月に特別の教科である道徳が小学校で始まったわけであります。中学校は翌年になります。道徳は特別の教科となることによって不安を感じている先生も多くいると聞いております。特に、大きく変わることは教科用図書の使用と、道徳科の子どもの評価であると聞いています。年間指導計画に基づき、教科用図書を主たる教材として授業を行うことで、これまで以上に道徳科の授業の定着を図る。また、年間35時間の授業を継続に行うことによって、子どもの学習状況や道徳性に係る成長の様子を評価する、このような状況からとかく教科用図書の使用の仕方や、子どもの評価の仕方に目が行きがちになってしまうこととなりますが、子どもの道徳性を養うことを目標としている道徳教育や、道徳科の本質を見きわめてしっかり取り組んでいくことが重要であると、文部科学省初等中等教育局教育課程課の浅見哲也調査官は述べております。

道徳教育の目標について質問をいたします。

本物の自分を見つけ、本物の自分をつくり出していくこと、本物の自己を確立することだと思います。別の言葉で言えば、みずから考え、みずから実行し、みずからの言葉で語り、みずからの責任を持とうとする人間を育てることだと思います。本当の自己を見つけ、つくり出そうと努力している人は、いじめなどしないと思います。わがままを言って人に迷惑をかけたりはしないと思います。道徳教育の目標について、教育長に質問をいたします。

規範意識の低下と道徳教育の必要性について質問をいたします。

子どもたちの規範意識。規範意識とは道徳、倫理、法律等の社会のルールを守る意識の低下も道徳の教科化の背景の一つであると思います。近ごろ、子どもたちの他の者に対する無関心やお互いへの思いやりの不足、自己抑制力の低下などが指摘されております。例えば、自転車に乗ってスマートフォンに夢中で車や人をよけないなど交通ルールを守らず、周りへの危険を配慮できない。バスや電車に多数の仲間と乗ったときには通路を占拠し、大きな声で話をするなど他人の迷惑を省みない。人としてなすべきことは何か、何をしてはいけないのかをわきまえず、自分のやりたいことを優先する。こうした行動を注意すると、なぜ注意されるのかが理解できずに、「お前には関係ない、周りには迷惑はかけていない」などと言って逆切れする。ひどい場合は注意をした人に危害を加えることもあります。周囲の大人も見て見ぬふりをするために問題行動とは全くされません。それだけに、子どもの規範意識や道徳心を養うためにも義務教育で善意の価値基準を指導する道徳の時間が重要となっております。規範意識の低下と道徳教育の必要性について、教育長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、教育長に質問をいたします。

次に、道徳の教科書や評価の導入による教員の対応について質問をいたします。

子どもたちに道徳観や倫理観、規範意識を教える自信がないとする教員の方もいると思います。特別の教科の道徳教育は充実したものとなるためにも、教員の方の不安や苦手意識を取り除く必要があります。そのためには、教育の方がみずから道徳の徳目やいじめ問題について考え、そして子どもたちに考えさせ、議論させる方向など、学べる研修が不可欠だと考えます。道徳の教科書や評価の導入による教員の対応について、教育長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、質問をいたします。

次に、平成31年度予算編成について、町長に質問させていただきます。平成31年度予算の基本的な考え方について質問をいたします。

町長から新年度予算の編成方針が示されて、各課（局）などから予算要求書が提出され、予算担当課では提出された予算要求に対してヒアリングを実施し、調整が整わない場合は町長ヒアリングなどを経て新年度予算が編成されると思います。山下町長が初めて予算の編成を行うわけではありますが、新年度予算を編成するに当たり、基本的な考え方について質問をいたします。

次に、平成31年度事業の特色について質問をいたします。

山下町長は選挙戦に当たり、上里町民に対して公約をされております。また、流れを変えるとも言われております。公約実現のために、平成31年度予算の中で、今までと違ったいわゆる事業についても特色があるのではないかと思います。町長に質問をいたします。

続きまして、新規事業と継続事業について質問をいたします。

交通事故の減少を目指して、町長に質問した中で、私は上里町内の幹線道路の整備が必要だと提案をしております。例えば、工業団地のアクセス道路については継続事業となると思いますが、同僚議員からも質問がありました国道254号線に通じるリバーサイドロードも早く実現してほしいと思っております。山下町長は新規事業と継続事業についてどのような考えを持っておられますか、質問をいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、こんにちは。ただいまの植原育雄議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、交番の設置についての、①JR高崎線の南側地域に交番の設置についての御質問でございます。

議員お話しのとおり、以前は賀美、長幡、七本木、神保原の4地区に駐在所がありましたが、現在は神保原駅の北側に設置されている上里交番のみでございます。交番設置に関しましては2度ほど要望書を提出した経緯がございます。1回目は駅の南側に交番を設置する請願が出され、議会で採択されるなど住民からの要望も多かったことから、平成14年12月に要望書を提出させていただきました。用地につきましては神保原駅南区画整理事業区域内を予定しておりました。

次に、2回目は区長会を中心に町民体育館の南側の県道・藤岡本庄線沿いに交番設置を求める署名活動のもと、平成20年3月に要望書を提出させていただきました。いずれも交番の設置には至っていないわけでございます。昨今、車上荒らしや空き巣、不審者情報、振り込め詐欺、交通事故が多発しておりますので、身近に交番があれば地域住民は安心だと考えております。人口密度などを考慮すると県北地域に交番を増やすことはなかなか難しいようですが、今後とも快適で安全な町づくりのため、要望活動を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、2、交通事故の減少を目指しての御質問にお答えを申し上げます。

まず、幹線道路の整備についてのお尋ねでございます。上里町の人身事故件数は減少傾向にありますが、人口1,000人当たりの人身交通事故発生率は議員御指摘のとおり、埼玉県内において毎年一、二位を競う状況にあります。人口密度の観点からすると若干不利な面もございませうが、本年も10月末現在で県内72市区町村中ワースト2位となっております。また、高齢死傷者発生率におきましてもワースト2位となってしまうところでございます。その要因としましては、当町は県境に位置し、群馬県から車両が流入することにより、町内の交通量が増

加することや、主要道路が渋滞することにより、通行車両が生活道路に入り込むことなどが考えられます。交通事故多発箇所での取り締まりやパトロールなどを本庄警察署にお願いしたいと考えております。また、幹線道路の整備につきましては、引き続き計画的に進めるとともに、本庄警察署と連携して交通事故を未然に防ぐための啓発活動や交通規制、交差点付近の減速線設置などを初めとした道路交通の円滑化を目的とした路面標示の整備などを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、②警察車両の待機場所、立ち寄り場所の設置についての御質問にお答えを申し上げます。

現在、上里町内において、警察車両の待機を目的とした場所は設けておりませんが、一般的に赤色灯をつけた警察車両が運転中のドライバーの視界に入ることにより、運転がより慎重になることは多いと思われまます。また、決められた場所に継続して待機を行うことにより、交通ルール違反の事前抑止、並びに周辺地域の治安維持にもつながると思われまます。議員お話しの、警察車両の待機場所の設置や朝の通学時間帯における警察車両でのパトロール強化につきましては、本庄警察署に要望してまいりたいと考えております。誰もが安心して安全に暮らせる町を目指し、地域ぐるみで防犯対策、交通安全対策を進めてまいる所存でございます。

次に、3、電気自動車の充電スタンド（急速充電設備）を役場敷地内設置についてでございます。

次世代自動車である電気自動車は、走行中における排出ガスを発生させないので、地球温暖化対策の一環にもなる環境に優しい乗り物です。町では、第4次総合振興計画で環境に配慮した電気自動車のための充電スタンドの設置の検討も進めてまいりました。役場敷地内に一般の方が使える電気スタンドが設置されれば、電気自動車への関心が高まり、普及が促進されることも期待できます。電気自動車に対する充電インフラの充実は、環境保全の推進のためにも重要であると考えております。また、経済産業省が取りまとめた次世代自動車戦略2010では、電気自動車やプラグインハイブリッド車の新車販売に占める割合を2020年に15から20%、2030年に20から30%にするという目的を掲げており、今後、電気自動車の販売台数が増加するに伴い、充電設備の需要も増加するものと思われまます。現在、町には電気自動車の公用車が1台ございますが、この公用車のための充電施設は役場庁舎内のコンセントから充電するもので、一般の方が使えるものではありません。また、充電時間も満充電まで四、五時間必要になります。議員御指摘のとおり、上里町を除く児玉郡市の市町には公共施設に一般の方が使える充電スタンドが設置されているようでございます。電気自動車も急速に増えており、町としても充電スタンドは環境に配慮した重要施設であると考えておりますので、設置に関しては前向きに考えていきたいと思っております。

次に4、道徳教育については教育長より答弁させていただきます。

次、5、平成31年度予算編成についてのうち、①平成31年度予算の基本的考えについてでございます。

平成31年度の当初予算につきましては、平成30年9月26日に、平成31年度予算編成方針を作成、通知を行いました。現在は各課による予算要求の調整を行っている段階でございます。予算編成方針の基本的な考え方についてでございますが、上里町の基本目標である第5次上里町総合振興計画、また、地方創生に向けた具体的な取り組みを行う上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これら継続事業につきましては責任を持って着実に前進させていく必要があるかと思っております。これに加え、新年度の予算編成に当たっては、私の目標とする町づくりでございますが、「選ばれるまち、住み続けたいまち」に向けた取り組みに関しましても、具体的な取り組みの開始に向け、検討を行ってまいりたいと考えております。一方、決算における経常収支比率の悪化が示しましたように、公債費の上昇など町の財政は依然として厳しい状況と言わざるを得ません。このことから、予算編成に当たっては必要性や優先性を明確化し、事業の適正規模の検証や仕分けを行うことで事業費全体のスリム化を図らなければならないと考えております。

次に、②平成31年度予算の特色についてでございますが、現在は編成を行っている段階でございます。あくまでも私の考え方ということで答弁させていただきたいと思っております。

私自身、当初予算の編成については、初年度ということでございますが、私の町長としての思いや考え方などについては定例会を初めとしまして、あらゆる場におきまして都度、お話をさせていただきました。また、さきの定例会の場におきましても、平成31年度予算におきまして、政策の中身を予算の中に盛り込んでいきたい、このように述べさせていただいております。町長就任以来、「選ばれるまち、住み続けたいまち」の実現に向け、あらゆる政策について、その検証を行ってきたわけでございますが、その過程の中で政策の性質などに基づき分類を行い、中心となる考え方をまとめる作業を行っております。基本的な柱を掲げさせていただきますと、「子育て支援の推進」、「町民にやさしい医療・福祉施策」、「ITや各種資源を活用した行財政運営」、「住みやすい住環境整備の推進」などがございます。総合振興計画や総合戦略に加え、「選ばれるまち、住み続けたいまち」実現に向けた取り組みについても、平成31年度当初予算の特徴として今後、3月定例会の場におきまして提案させていただきたいと考えております。

最後に、③新規事業と継続事業についてでございます。新規事業、継続事業ともに将来の上里町にとって有益であると考えられる事業こそ、投資を行う価値があると私は考えております。私の公約と関連の高いもので、未来の投資と考えられる事業について幾つか申し上げたいと思

います。

こども医療費の拡充については、9月の定例会におきまして既に説明をさせていただいておりますが、今年度より補正予算を計上し、具体的な事務などを行っているところでございます。平成31年4月からの実施に向け、予算化を行いたいと考えております。また、産業振興関連で申し上げますと、企業誘致活動にはより一層重点的に取り組んでいきたいと思っております。埼玉県との連携による情報収集に加え、企業訪問によるPR活動も行っていきたいと考えております。稼げる町の実現に向け、関連事業についても積極的に取り組んでまいります。

現在は、各課からの要求を調整している段階でございます。未来の投資ということで、一部の事業についてお話をさせていただいたわけでございますが、その他の事業に関しましては3月定例会の場において御説明させていただきますので、御理解を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 皆さん、こんにちは。植原育雄議員の4、道徳教育についての御質問に順次お答え申し上げます。

まず①の道徳教育の目標についてお答え申し上げます。

道徳教育の目標は、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的、多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てると学習指導要領に示されております。この目標を踏まえて、学校における道徳教育は自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した1人の人間として、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動であり、社会の変化に対応し、その形成者として生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割を担っております。教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行うものであり、心の教育である道徳教育は教育の中核をなすものでありますので、学校における道徳教育は、学校のあらゆる教育活動を通じて行われるべきものと考えております。

次に、規範意識の低下と道徳教育の必要性についての御質問にお答え申し上げます。昨今、規範意識の低下が懸念されておりますが、道徳科の目標に示されている道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり、道徳性を構成する諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳の実践意欲と態度を養うことを求めています。道徳的判断力とは、それぞ

れの場面において善悪を判断する能力であり、道徳的な心情は道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のこととございます。さらに、道徳的実践意欲と態度は道徳的判断力や道徳的心情によって価値があるとされた行動をとろうとする心の羅針盤でもございます。規範意識に係る道徳科の内容項目といたしましては、自主、自立、自由と責任において自立の精神を重んじ、自主的に考え判断し、誠実に実行して、その結果に責任を持つこと。礼儀において、礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。遵法精神、公德心において法や決まりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよいあり方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして規律ある安定した社会の基盤に努めることとして、それらを重点的に指導しております。なお、一人一人の児童生徒は必ずしも同じように発達しているわけではありませぬので、児童生徒を指導するに当たっては画一的な方法をとることなく、児童生徒一人一人を多面的に深く理解するよう配慮していただくところでございます。

また、道徳性は徐々に、しかも着実に養われることによって潜在的、持続的な作用が行為や人格に及ぼすものであるだけに、長期的展望と綿密な計画に基づいた丹念な指導を行い、道徳的実践につなげていくことが大切でありますので、指導の計画や方法の研究を進め、指導の効果を高める工夫をするよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、道徳の教科書や評価の導入による教員の対応についての御質問にお答え申し上げます。

道徳の教科書を背景として社会のグローバル化の進展や情報通信技術など科学技術の進歩、かつてないスピードでの少子高齢化が進む中、一人一人が道徳的な価値を自覚し、みずから感じ考え、他者と対話し協働しながらよりよい方向を目指す資質、能力を備えることの重要性が求められておりました。これを受け、中央教育審議会は道徳に係る教育課程の改善についての答申を示しました。答申の概要は道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置づけ、中心となる教材として検定教科書を導入すること、情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実すること。問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れ、指導方法を工夫、改善すること。家庭や地域に開かれた道徳教育を進めること。一人一人がよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実することとあります。答えが1つでない課題に、子どもたちが道徳的に向き合い、考え議論する道徳教育へ転換することで児童生徒の道徳性を育むことが具体的なポイントとして示されております。

上里町では、本年から先行実施された小学校の道徳科で使用する教科書は、日本文教出版の「小学道徳 生きる力」を採用させていただいております。また、来年度から実施される中学校の道徳で使用する教科書は日本文教出版の「中学道徳 あすを生きる」を採用することとしております。採用した教科書は道徳科で学ぶことや、道徳科での学び方が明確に示されている

こと、指導計画立案のための学習の手引きや授業で役立つデータが収録されており、各学校の教育の目的や目標に向けて最適であること。また、道徳ノートが別冊についており、教員、子どもたちだけでなく保護者も活用できるようになっていることが特徴として挙げられます。また、特別な教科、道徳の評価についてでございますが、基本的な考え方といたしましては、5、4、3、2、1という数値による評価ではなく、記述式であること。他の児童との比較による相対評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめ、励ます個人内評価として行うこと。他の児童生徒と比較して優劣を決めるような評価はなじまないこと。個々の内容項目ごとでなく、年間35単位時間の授業という長い期間の中で、それぞれの児童生徒の変容を見取り、評価を行うこと。発達障害等の児童生徒についての配慮すべき観点等を学校や教職員間で共有することの5項目を配慮項目として示されております。

基本的なあり方を踏まえ、上里町では28年度から埼玉県教育委員会主催の道徳教育に係る研修会へ教員を積極的に派遣するとともに、道徳教育充実に向けた各種研究資料や参考資料の提示、各校で完全実施に向けた計画的研修。さらに、道徳主任を中心とする指導計画の達成や、評価欄の記入例作成などに取り組んでおります。さらに、先ほど、植原議員がお話ありました、文科省の教科調査官の浅見調査官の研修会を昨年、全教職員を対象にさせていただいております。また、児童生徒の学習課程や成果などの記録を計画的にファイリングし、評価に活用する工夫や道徳ノートの活用など、指導と評価のあり方を教員が共有できるようにし、評価に関して負担軽減策についても研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 議席番号8番の植原育雄でございます。

町長と教育長に何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、交番の設置について質問をいたします。本庄市には2つの交番と3つの駐在所があります。本庄市と合併した旧児玉町には3つの駐在所があります。上里町の人口は、平成30年11月末現在、3万1,128人。本庄市の人口は平成30年12月1日現在7万8,406人となっております。上里町と本庄市を比較しますと、本庄市のほうが人口は多いわけですが、犯罪（刑法犯）の認知件数については全体的に見ると本庄市のほうが多く発生しておるわけですが、犯罪事案によっては本庄市と余り変わらない事案もあり、住宅対象侵入等事案については上里町のほうが多く発生をしております。交番や駐在所の数を比較して、本庄市には交番と駐在所を合わせて5カ所。旧児玉町には3つの駐在所ということで、本庄市には合計8カ所あるわけですが、上里町は交番が1カ所だけあります。余りにも差があり過ぎるのではないかと

私は感じております。本庄警察署を通じて埼玉県警察本部に強く要望していただきたいと思っております。児玉町については、児玉警察署管内ということになっておりますが、そこら辺のところは本庄警察管内、それから児玉警察署管内という、そういう理由もあるかもしれませんが、余りにも人口を比べてみても、犯罪件数に比べてみてもそんなに人口は多くなっているわけでありませんが、その犯罪件数については本庄市と同じ、あるいは本庄市よりも上里のほうが多く発生する事案もあるわけでありますので、ここら辺を強く本庄警察署を通じて埼玉県警察本部に強く要望していただきたいと思っておりますが、再度、山下町長はどのように考えておられますか、質問をいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の交番の設置についての御質問でございます。

先ほどの私の答弁にもありましたように、以前、賀美地区、長幡地区、七本木、神保原地区と4地区に駐在所がありました。それを集約した形で上里交番1つになったのかと思います。交番の設置基準というのがありまして、国家公安委員会規則の地域警察運営規則では、交番または駐在所は昼夜の人口、それから世帯数、面積、行政区画及び事件または事故の発生状況等の治安情勢に応じ、警察署の管轄に分けて定める所管ごとに置くものとされております。かつて、私も議員当時、体育館の南のところに県道・本庄藤岡線のところに交番設置を要望しましたときに、当時の町の答弁としましては、交番を設置するには約1億円かかるということを聞いています。6人体制で昼夜を問わずということだとそのぐらいの人員費を含めた交番設置費用がかかると伺っております。そういうお金では買えないものがございますが、大変厳しい状況かなと伺っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 次に、人身交通事故が減らない理由ということでちょっと質問させていただきます。

上里町の担当職員の方は非常に努力をされております。しかしながら、交通事故、件数が多いわけでありまして、危険な箇所を取り除くことが大事だと私は思っているわけでありまして。町長答弁には、通過車両が多い、今後、警察と連携して協議したいというような答弁をいただきました。危険な箇所を取り除くということは非常に大事だと思っております。例えば、ユニクスの出入り口の信号機等の改良とか、三田中通り線と古新田四ツ谷線の交差点に信号機の設置、それからアイデン設備のところの信号から広域消防本部ができましたが、そこに向け

て少し行ったところに古新田地内から西に向かって横断するところがあります。最近、非常にこの付近は車両の状態が朝夕、多くありまして横断するのも非常に困難な状況であると思います。信号機の設置と横断歩道の設置が必要ではないかということで、こういうところを頭に入れていただいて、人身事故等を減らせるためには、この必要な事項が必要な、危険な箇所を取り除くことが非常に大事だと思いますが、再度、山下町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の事故の発生と道路の関係について御質問ありましたので、答弁させていただきます。

上里町においては、先ほど、議員からお話ありましたようにワースト2位ということで、非常に交通事故の発生率が高いということでもあります。私も本庄警察署長とは時々会いますので、会うたびにいろんな情報交換をさせてもらったり、また、この夏には特に、私自身から本庄警察署長のほうへ表敬訪問をさせていただいて、町の交通安全事故防止についていろんな申し入れをしました。その中で、堤署長、非常に前向きというか、いろいろ努力していただいて、上里町のことについては常に事故の減少について苦心されていることをいただきました。先ほど、議員がおっしゃいますように、県境で群馬県側から来る車の関係で事故の発生率が高いとか、そういうこともありますし、確かに朝の通勤時間帯も、確かに御指摘の地域、私も伺ったときも非常に朝の交通なり夕方も非常に、古新田地区のところは交通量が多いなという感じで認識しております。来年度の予算の中でもちょっとありましたように、私自身の中に、政策の中に道路の改善が優先事項として盛り込まれております。そういったことで、3月には具体的な道路改善について、町としての方針がある程度出されるというふうに認識しておりますので、交通事故防止のことは常に私の政策の中に、頭の中に入っておりますので、そういった事故防止を含めて、政策の面で検討しておりますので、御理解いただければありがたいと思っています。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 上里町内の幹線道路を一刻も早く整備し、車両が生活道路に入り込まないようにすることも交通事故を減少させる重要なことであるということで、1回目の質問をさせていただきました。例えば、上里スマートインターチェンジから国道254号線を結びバーサイドロード、私は早期実現が最重要課題ではないかなと、そういうに考えております。

上里スマートインターチェンジが開通したときには大型バスが、このスマートインターチェンジからおりて付近の洋菓子店や中央軒煎餅とか利用されていたかと思いますが、国道17号線

あるいは国道254号線に向かう道路が整備していなくて、当時、大型バスが町内でうろうろして、どっちに行ったらいいかわからないという状況であったと思います。最近では、上里スマートインターチェンジを利用する大型バスが余り私は見かけないような気がいたします。付近の農協の経営するお店を含めまして、洋菓子店や中央軒煎餅など集客力、落ちているのではないかと私は感じております。大和ハウスの物流倉庫の完成後の車両の増加を考えた場合、リバーサイドの早期実現は最重要課題ではないでしょうか。山下町長に再度、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員から、リバーサイドロードの整備について御質問がありました。

先般、同僚議員からも御質問ありましたように、このリバーサイドロードについては、今年の10月2日に関連する企業を訪問しまして、一時も早い開通を進めたいということで行ったり、高崎の国土交通省、河川事務所ともそういった調整を今やっている次第でございます。大型車が普通の生活道路に入ってくると、高齢者や子どもたちに対して非常に危険を伴うということで、私自身も一時も早い開通をして、このリバーサイドロードが幹線道路として大型車がきちんと254へ、スマートインターから通るような形で、できればいいかと思っております。

ちょっと、午前中も話しましたように、この事業については上里町単独だけでなく、近隣市町、具体的には神川町との協働事業もあり得るなということで、県のほうに地方再生、または社会資本、そういった観点から何か補助制度があれば、そういったものを利用するなりしていきたいと考えております。一時も早いということはそういうことで、町単独の予算事業としてやるのではなくて、地方創生の考え方でこの道路事業、一時も早い形で進めたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 上里町には交番が1カ所しかないわけですがけれども、町長の答弁によりますと、交番の設置もかなり難しいような答弁があったような気がするんですけども、交番や派出所が増設設置できるまでの間に、上里町内に警察車両の立ち寄り場所、待機場所、何カ所か設置したらどうかということで、先ほど、町長の答弁、よく聞き取れなかったんですけども、交通事故の抑止力のためにも待機場所、取り締まり、朝夕の警察車両の通学時間帯でのパトロール、本庄警察署にお願いして、町長が取り締まりを警察と協議したいというふうな

答弁をいただいたかと思いますが、ちょっと確認できませんでしたので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど、私が交番の設置について、議員時代に一般質問で取り上げたときには、体育館の南側にある県道・本庄藤岡線のところの交差点のところ、あそこを交通量調査というか、あそこのスペースを使って交番の設置をお願いしたところ、先ほどちょっと話しましたように1億円かかると、警察本部からそういう答えがあったということでございます。議事録、見ればわかると思うんですが、そういった経緯を踏まえたときに、あそこに警察官のパトロールカーの待機場所を設置したらどうかということで、町からそれを検討していくということで答弁いただきました、当時です。私もそういう事情であればということでありましたが、その後、現在に至っているわけでございます。植原議員からありましたように、警察官の立ち寄り場所、または待機場所として、あそこを地元の所有者と交渉等を行って、1つの候補地として、待機場所として考えていくのもいいかなと考えております。また、本庄警察署のほうに確認をとりましたところ、幾つかこの待機場所の候補地があるそうです。そういったところで候補地についていろいろ条件があると思いますので、そういったところを含めて今後、検討していきたいと思っております。本庄警察署の交通課と調整しながら、一応そういう方向で、候補地として検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 8番植原です。

次に、道徳教育について再質問したいと思います。

教育長さんが道徳教育の目標についてということで答弁が、よりよく生きるために自己を見つめ、多面的に深く理解することが大切であるというようなことを答弁されたかなと思っておりますが、何かもうちょっと何というのですか、なかなか難しい言葉が使われていたので、ちょっと理解するのが大変なんですけれども、道徳教育の目標というのは、私の考えだと小中学校の児童生徒だけの目標ではなくて、大人になっても一生涯続いていく目標ではないかなと私は思っているんですけれども、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 大変難しい言葉を使って申しわけございませんでした。学習指導要

領という私たちが守らなくてはならないバイブルがあるわけですが、そこで述べられている道徳教育の目標についてこれ、しゃべらせていただいたものですから、大変専門家同士でやりとりする、そういう言葉を使わせていただきました。申しわけございません。

大人になってからも考えなくちゃならないというのは、もう当然のごとく、私たちがやはり道徳性を持って、よりよい社会の一員として生きていくというのは大変重要であるというふうには思っております。しかしながら、現在はどんなものなのかということで、非常に、現場で子どもたちを教えてきた人間として、大変心苦しい部分を持っておるのもまた事実でございます。持論なんですけれども、子どもたちは学校だけの教育では絶対育たないというふうに思っています。学校の教育で育つためには、やはり家庭が大切なのかなど。よく、昔からのことわざに、子供は家庭で芽を出し、学校で花を咲かせ、地域で実を实らせるというふうなことわざがございます。我々もその気持ちを持っていろいろやっているわけですが、最終的には地域社会に出たときに、子どもがどういうふうな道徳心を持って実践をできるようにしていったらいいのかということを考えて、学校では道徳教育を進めているわけでございます。したがって、学校での道徳教育というのは、その道徳教育をしたから、子どもたちがきちっと実践できるかといいますと、全く未定でございます。やはり、地域の中でどれだけ、あるいは家庭の中でどれだけ道徳に関することを指導され、教えられているかということが重要なのではないかなというふうに思っております。そうすることが大人社会になっても、この道徳性を持った人間に育っていくのではないかなというふうに思っています。教育は、先ほど答弁の中に、教育の目標は人格の完成だというふうに述べさせていただきましたけれども、人格というのはその人が生まれ育った中、生きていく中で育ってくるものであるというふうに思っておりますので、地域の皆さん方、あるいは家庭と一体となって子どもたちの道徳性を養っていききたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 次に、道徳の授業と評価のところでも再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど、教育長の答弁の中で、道徳の授業と評価、評価はどのようにするかというところで答弁されたのが、5、4、3、2、1ではなくて記述式、そして他者との比較ではなくて、いかにその児童生徒が成長したか、そういうところを評価するんだということで理解いたしました。ただ、道徳心というのは子どもの心の中にあると思うんですよ。その心の中からいかに引き出して道徳の授業を行い、その結果を評価する。極めて難しい、私は問題であると考えてい

ます。保護者は児童生徒と一緒にいますので、自分の子どもの心を見きわめたりしているわけですけれども、先生方は果たしてちゃんと自分の子どもを理解して評価してくれるのか。非常に疑問とか不安を持っていると思うんです。そういうところ、非常に難しいと思いますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 一番難しいことを御質問いただきましてありがとうございます。

心の中は子どもたちの心、私たちの心もそうですし、どうやって心を見抜くかということは全く難しい話ではないかなというふうに思います。したがって、道徳でどう評価するのかと言われると、うっと詰まってしまうんですけれども、やはりしかし、1年間、道徳の授業は年間35時間ございます。35項目ございます。それらを一つ一つの項目で言うと、子どもたちの反応はみんな違います。ある項目では、いや、それがいいんだよと言う子どももいますし、違うと言う子もいます。ところがこっちでは、最初に、よいと言った子は悪いと言うかもしれません。いろんなところで子どもたちがこうやって、何というんです、絡み合っているわけです。それらをどうやって見きわめるかということで考えているのが、先ほど申し上げましたように、道徳ノートです、教科書に道徳ノートという附属のノートがついております。道徳のノートというのは道徳の教科書の中で勉強したこと、学んだことです、それらを子どもたちが自分の心を出す、そしてメモする、書く、その都度、その都度、考えたことを書いていく。それら蓄積されます。それらを踏まえながら教員は評価に結びつけていく。だから、ある項目では、ああ、これはいい考えしているな、でもこっちの項目はおかしいねというように見きわめていくということです。ですから、項目ごとの評価ではなくて年間を通して子どもたちがどれだけ最初のところから考え方を変えて行動しているんな、何といいましょうか、社会生活をしている、あるいは学校生活をしていくところに結びつけているんだらうかということを経験しながら評価していこうではないかと今、やっているところでございます。小学校はまだ始まったばかり、まだあと3カ月ございます。3カ月の中で1年間の蓄積をどうするかということをやります。

もう一つは、先ほど言いましたように、道徳ノートは家庭へ持ち帰れるようにしてあります。親御さんが、子どもたちがどう考えたか、どういうふうに道徳教育をしてきたかということを見ていただけるような仕組みをとっております。そうすると、保護者との懇談、面談というのが年約3回、学校では行っておりますから、そういうところでも保護者の考え方を聞くこともできるということです。うちの子はこう考えている、あのときはこうなんだというようなお話を聞くこともできます。家庭訪問して保護者と接することもできます。いろんな資料を使いな

がら心の中を覗くと言ったらいいでしょうか。あらわれてきたものを、あらわれてきたものだけで評価するのではなくて、心の、子どもたちの奥底の心も覗かなくてはならないという部分なんです。そんなことを教員は今、道徳科の中で一生懸命やっているのが現状でございます。

3月、どんな評価を、教員が文言です、文章で書いてくれるか、評価してくれるか、今、楽しみにしているんですけども、多分、教員は一人一人の子どもをしっかり見つめて心配な道徳評価をしてくれるものというふうに関今、私は考えているところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 最後に、先ほどの、規範意識の低下と道徳教育の必要性のところ再質問をさせていただきたいと思っております。教育長の答弁は、こここのところで、人間としてよりよく生きるため、善悪を見きわめる力を身につける、あるいは自他の権利を大切にすること、このように答弁されたかなと思っておりますが、教育委員会が全ての学校で適切な道徳の授業が行われているかどうか、厳重に監視していくべきだと私は思っております。形骸化しないように教育委員会の監視は必要だと思っておりますが、教育長はどのように考えておられますか、質問をいたします。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 学校が今、何をやっているか。一番は子どもたちにどんな教育をしているのか、どういう計画の中で教育をしているのかというのは、私どもは常に監視と言ったらおかしいかもしれないですけども、見つめております。その一つの手段といたしまして、指導主事が学校訪問をする、我々も定期的に今、年間何回か訪問に回って、教員の授業の実態等も見させてもらう。あるいは、私たちだけではなくて、県のほうの指導主事も見入って学校訪問していただく。文教委員の先生方にも年に1度だけは学校訪問していただいて、授業の様子を見てほしいなというふうをお願いをしている。教育委員もやはり同じように訪問しながらやっています。

基本となるのは、いわゆる年間の指導計画という計画を各学校とも立てております。その中でどのくらいのまず、授業を展開しているのか、授業をやっているのかということを抑えさせていただいております。そのチェックだけはきちっとさせていただいております。年間指導計画に沿った事業時数が足りませんと、実は子どもたちを卒業させるわけにはいきません。年間指導計画に沿った、いわゆる学習指導要領で示された授業時数だけは確保しなくちゃならないということです。時数だけ確保すればいいのかということではなくて、やはりそれには質が伴

っていかなくはないだろうということで、我々教育委員会としましても、7校の先生方がどのような授業展開をしているのかということを見せていただきながら、あとは校長からのヒアリング、あるいは教頭からのヒアリング等もしながら着実に計画どおり進められているということを確認してまいりたいなというふうに思っています。

道徳教育だけではなくて、主要教科全てがやはり同じような観点でもってお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 以上で質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後3時5分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 皆様、こんにちは。議席番号4番、公明党の飯塚賢治です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

今回、私の質問事項は、1、身体障害者の車につけるマークについて、2、ブロック塀の安全性確保について、3、建設業に関する施工時期の平準化について、4、風疹対策について、5、観光・交流のまちづくりの推進について、以上5項目であります。通告順に質問をいたしますので、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

では、最初の質問1、身体障害者の車につけるマークについてであります。

先日、身体障害を持ち、車をみずから運転し、車椅子で移動しているクローバーマークの方から話をお聞きしました。身体障害者駐車スペースに車を止めようとしたところ、スペースにあきがなく、あくのを待っていると、車椅子マークの車に健常者の人が同乗者もなく1人で運転して出ていってしまいました。利用者が困ってしまうケースがよくありますということでありました。

身体障害者の車につける車椅子マークやクローバーマークは、100円ショップやホームセン

ター、ネット通販などで誰でも購入できます。事実、私もショッピングセンターなどで車椅子マークはあるが、車椅子を積んでいない、同乗者もいない、許可証も掲示されていない車を幾度か目にしたことがあります。青くペイントされているスペースは、本来車椅子使用者や歩行が困難な人など、車の乗降にドアを全開しなければならない人のためのものであります。障害者手帳を家族が持っているからとあって、全て車椅子マークをつけて青ペイントスペースに置いていいということではないと思います。応急的に利用したい場合（妊婦さんやけがをされた方など）は、自治会が発行する許可証をもらい受け、必要なくなったら返納するという事になっています。

そこで、車椅子の乗降で利用する方、警察や自治体から許可証をもらい受けされている方に対し町が発行するはっきりとわかる印になるものを用意してもらいたいと私は考えますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

続きまして、2、ブロック塀の安全性確保について、①通学路におけるブロック塀の安全性確保について伺います。同僚議員からも質問があったことですので、少々角度を変えて伺います。

おとし実施された通学路の総点検での危険箇所について、対処した内容を一覧で見ました。私も質問いたしましたとおり、一覧にして示してくださっております。町内全部で32カ所、全て対策を講じてございます。しかし、通学路におけるブロック塀は1つも入っていないのでありますが、これは点検項目に入っていなかったのかどうかを伺いたいと思います。

通告では、①通学路と②災害時の避難路の塀について分けてしまいましたが、関連性または共通の道路を示すことになるため、①と②を一括として質問させていただきます。

国土交通省は、地方自治体が指定する避難路沿いの塀について、一定の長さを超える場合は耐震診断義務を課す方針を決めました。災害時に救助や輸送が滞ることを防ぐための対応で、来年1月に施行することになっています。耐震基準が強化された1981年以前につくられたもので道路幅4メートルの場合、長さ25メートル超、高さ80センチ超の塀が対象とあります。長さは自治体が独自に8メートル以上まで引き下げることが可能とされます。一戸建てなど、小規模な建物の8メートル未満の塀は対象外とし、診断義務を課された塀の所有者は自治体に報告する必要があり、自治体は一定期間後に公表することになっています。

そこで、我が町にもこうした塀が幾つかあると思われます。私は早期対策が必要であると考えますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、3、建設業に関する施工時期の平準化について、①施工時期の平準化と適切な工期の確保について伺います。

施工時期等の平準化は、人材、資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することか

ら、以前に通知がなされ、施工時期等の平準化に努めることになっています。しかし、埼玉県へ県内建設業団体より改善要望が出されています。要望理由は、建設業は他の産業に比較して高齢化が進んでいる一方、長時間労働や厳しい現場環境等から若年者の確保が困難な状況にあり、近い将来、担い手の不足により、その社会的責務を果たせなくなることが危惧されています。

本年3月に取りまとめられた政府の働き方改革実行計画では、所定外労働時間の上限規制の対象外である建設業も、5年の猶予期間を置いて規制の対象になります。このため、生産性の向上による長時間労働の是正や週休2日制の導入など、働き方改革を積極的に進めることが喫緊かつ極めて重要な課題となります。しかし、建設業は受注産業であることから、これらの課題解決には発注者の理解と協力が不可欠であります。生産性の向上には、年間を通して工事量が安定し、限られた人材、資機材を有効に活用することが重要であることから、ゼロ県債の活用や繰り越し制度の柔軟な運用などによる年間を通じた施工時期の平準化（年度内の工事量の偏りの解消）と、週休2日制を実現できる適切な工期の確保をお願いします、という要望であります。

これは、行政の努力次第でできることではないかと思うのですが、例えば債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、繰り越し制度の適切な活用等により施工時期等の平準化は可能であると私は考えますが、町長にお伺いいたします。

次に、4、風疹対策について、①風疹の抗体検査について伺います。

今、風疹の流行が拡大しています。国立感染症研究所によると、この2カ月間で、国内の患者報告数は毎週100人以上のペースで増え続け、流行の勢いは依然衰えておりません。そこで、対策を講ずる意味を含めて、県の取り組み事業について確認しておきます。

風疹は、予防接種で予防可能な感染症です。しかし、ワクチンの接種で十分な免疫ができれば感染することはないということです。かつては小児のうちに風疹に感染し、自然に免疫を獲得するのが通常でした。しかし、風疹ワクチンの接種率の上昇で、自然に感染する人は少なくなっています。平成2年4月2日以降に生まれた人は2回、公費でワクチンを受ける機会があったのですが、昭和37年度から平成元年度に生まれた女性及び昭和54年度から平成元年度に生まれた男性は受けても1回であります。そして、昭和54年4月1日以前に生まれた男性は1回もその機会がなく、十分な免疫を持たない人たちが蓄積されたので、20代から50代までの方たちを中心に流行したと言われていています。

今年度、埼玉県では風疹の抗体検査が無料で受けられるとされていますが、対象者の要件があります。また、その対象者が風疹の抗体検査を希望した場合、所定の申告書に記入の上、医療機関一覧に出ている町内7カ所の医療機関で検査を受けることができます。このことは町内

対象者にどのように周知され、どのような対応になっているのか町長にお伺いします。

続きまして、②大人の風疹予防接種について伺います。

現在では、定期予防接種は子どもさんに対して行っています。標準的な接種期間は、第1期、生後12カ月から生後24カ月に至るまでの間、第2期は小学校就学前の1年間となっています。定期予防接種以外の方は、任意に自費で接種することになります。抗体検査等で抗体価が十分であると確認できた方を除き、特に注意が必要なことは、妊娠中は予防接種ができないため、妊娠中の方への感染を予防することが一番大事なことであります。そのため、妊婦の夫、子どもさん、その他の同居家族は予防接種を検討くださいと県では呼びかけています。

本年、流行が拡大したこともあって、来年春先、再び流行しなければよいのですが、十分な免疫を持たない世代が今なお大勢いるわけですので、予防接種をしていただくよう呼びかけが必要であると私は考えます。町長、いかがでありませうか、お考えをお聞かせ願います。

次に、5、観光・交流のまちづくりの推進について、①水辺環境保全ゾーンの整備について伺います。

第5次上里町総合振興計画を見ると、上里スマートインターチェンジの開設は、観光、交流の振興に大きな役割を果たすと期待されており、農村公園などの関連施設の整備を進め、効率的な集客につなげていきます。とあります。

私は、このことを踏まえ、さきの選挙において、バーベキュー施設をつくったら、年齢を問わず幅広い方たちが訪れると思ひ公約にしていまいりました。近場のバーベキュー施設を幾つか見学するたびに、その思いは高まっています。「バーベキューに関するアンケート」を見ると、3年以内に1回は行ったという方が80%を超え、1年以内に実施したことがあるは50%と、バーベキューがレジャーとして定着していることがうかがえます。上里ブランドの食をマッチングさせて、おいしいものが食べられるバーベキュー施設、手ぶらで気楽に日帰りができるのであれば需要はあると思うからであります。国有である水辺環境保全ゾーン、今は見る限り荒れ果てていますが、公園として整備することが可能ではないでしょうか。計画を立てる協議を試してみてもいいのではないかと私は考えますが、町長のお考えをお聞かせ願いまして、壇上からの質問を終了いたします。

○議長（新井 實君） 4番飯塚賢治議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの飯塚賢治議員の1、身体障害者の車につけるマークについてのお尋ねのうち①障害者同乗時、はっきりわかる印についての質問でございます。

公共施設や民間施設では、車椅子利用者や杖を使用するなど、移動が困難な方のために、幅の広い駐車区画が整備されるようになりました。

議員のお話のとおり、現状は必ずしも必要としない方々の利用により、必要としている方々が利用できない問題も発生しております。その適正な利用が求められているところでございます。

埼玉県と町では、障害者用駐車場を青色として目立たせることで、障害者用駐車場の不適正利用を抑止するため、障害者用駐車場青色塗装事業を推進しております。町では平成28年度から実施し、平成31年度までに町内の公共施設が全て塗り終わる予定になっております。

また、外見からはわかりにくい身体内部の障害をお持ちの方もいらっしゃいますので、本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、利用できる障害者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に協力施設で利用できる利用者証を交付する取り組み、いわゆるパーキングパーミットが行われています。協定を結んだ協力施設での利用となるため、より広範囲で実施することで利用者の利便性が高まることから、全国的な相互利用が開始されております。

車での移動は町内にとどまりませんので、利用者の利便性を第一に考えますと、町独自での導入ではなく、広域での利用が好ましいと考えております。埼玉県では導入しておりませんので、今後、町村会を通じて埼玉県に要望してまいりたいと思います。一人一人がマナーと思いやりを持って暮らしやすい社会づくりのために、積極的に働きかけてまいりたいと思っております。

2、ブロック塀の安全性確保についての①通学路におけるブロック塀の安全性確保については、教育に関することですので、教育長から答弁させていただきます。

次に、2、ブロック塀の安全性確保についてのお尋ねのうち②避難路沿いのブロック塀の安全対策についてでございます。

本年6月の大阪府北部を震源とする地震において、塀の倒壊によりとうとい命が奪われました。町民の皆様にもこのような悲惨な事故が起きぬよう、町では地元回覧や、広報かみさとで、ブロック塀等の自己点検のお願いをしているところでございます。

議員お話しのとおり、国土交通省は避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等を耐震診断の義務づけ対象に追加いたしました。閣議決定された内容等につきましては、詳細がわかり次第、町のホームページや広報かみさと等で周知してまいりたいと思います。

上里町内におきましても、自己点検や耐震診断で不適合となるおそれのあるブロック塀等があった際は、耐震改修等を速やかに行っていただけるよう、所有者へ早急な対応をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、3、建設業に関する施工時期の平準化について、①施工時期の平準化と適切な工期の

確保についてでございます。

建設業に関する施工時期の平準化についてですが、年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、限られた技術者や技能労働者、資材の有効活用につながり、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化を図るためにも重要であると考えております。同様に、適切な工期の確保につきましても、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者等の休日等に関する不稼働日等を踏まえ工事施工に必要な日数を確保するなど、適切に設定することで建設業に携わる労働者の処遇改善になり、中・長期的な担い手の確保や公共工事の品質向上の観点から大変重要であると考えております。

議員御指摘のとおり、債務負担行為や余裕期間制度の活用も施工時期平準化に向けた取り組みとして国が推奨しているところですので、町としましても活用を検討してまいりたいと考えております。

また、繰り越し制度の活用でございますが、現在町ではやむを得ない理由で年度内に工事が終わらないと判断した場合は繰越明許費の設定は可能であるので、総事業費を勘案しながら活用してまいりたいと考えております。

何といたっても、速やかに工事の発注手続を開始するには早期に設計、積算までを完了させることが重要であります。庁内におきましても発注担当課との間で意思統一を図り、早期発注に努力し、適切な工期を確保してまいりたいと考えております。

次に、4、風疹対策についての御質問にお答え申し上げます。

まず、①風疹の抗体検査についてでございます。

飯塚議員のお話のとおり、現在、例年と比較し、関東地方を中心に風疹の患者数が増加しております。

風疹の患者の多くは30代から50代の男性が占めており、この年代の男性においては、風疹の予防接種を受ける機会が1回もしくは受ける機会のなかった方たちで、風疹の抗体価が低い方が2割程度存在していることがわかっております。

風疹は、妊娠20週ごろまでに妊婦が感染すると、胎児も風疹ウイルスに感染し、目や耳、心臓などに障害を持つ先天性風疹症候群の赤ちゃんが生まれる可能性が高くなっております。そのため、産まれてくる赤ちゃんを守るために、妊婦さんへの感染予防がとても重要なことと捉えております。

町では、妊娠届け出をされた妊婦さんには、妊娠中に注意が必要な感染症について、周知のためのチラシを配付しております。また、風疹抗体検査を含む妊婦健診助成券を交付しております。検査の結果、抗体価の低い場合は、外出時の注意や、夫や同居家族に抗体検査を行い、予防接種を受けるよう注意喚起しております。

また、赤ちゃん訪問の際、風疹の抗体価が低かったお母さんへは、次の妊娠前に予防接種を受けるよう勧めているところでございます。

現在、埼玉県で実施しております風疹の抗体検査については、県のホームページで周知しております。お問い合わせ等があった際にもお知らせしているところですが、ここ最近の風疹の流行を受けまして、早急に町のホームページに周知したところでございます。

また、乳幼児健診、妊娠届け出の際においても、より詳しく説明してまいりたいと考えております。

次に、②の大人の風疹予防接種についてでございます。

先ほどお話ししましたように、町では妊産婦さんへ、その家族も含めた注意喚起や予防接種勧奨を行っているところですが、十分な免疫を持たない世代もいるため、職場で感染する方も多いと考えられております。

風疹感染の拡大を受けて、国は、患者の多数を占める30代から50代男性の抗体検査や予防接種の原則無料化を検討しているとの情報がございます。町といたしましては、国の動向を見ながら、対象者や金額など制度設計について検討してまいりたいと考えております。

最後に、5、観光・交流のまちづくりの推進についてのお尋ねのうち①水辺環境保全ゾーンの整備についてでございます。

上里スマートインターチェンジ西側の整備につきましては、第5次上里町総合振興計画や上里町都市計画マスタープランの方針に従い、新たな集客施設の整備を進めていきたいと考えております。

そこで町では、上里サービスエリア周辺地区整備事業推進庁内連絡協議会を設置し、今後の整備方針等について検討を進めているところでございます。

本年10月には、神流川の管理者である国土交通省高崎河川国道事務所も交えて、意見交換会を開催したところでございます。

神流川右岸の河川敷は、昭和61年に八町河原から長浜に至るまでの広い範囲を都市計画緑地である上里町烏川・神流川総合運動公園として位置づけております。しかしながら、現在整備されているのは忍保パブリック公園、上里ゴルフ場、宮多目的サッカー場のみとなっております。

今後は、民間事業者及び地元住民、河川管理者である国土交通省高崎河川国道事務所と連携しまして、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す国の支援制度などの活用も視野に入れながら、上里スマートインターチェンジ周辺地区の整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 飯塚賢治議員の2、ブロック塀の安全性確保について、①通学路におけるブロック塀の安全性確保についての御質問にお答え申し上げます。

平成28年度に実施された通学路安全総点検についてでございますが、この総点検は主に交通安全を目的としたものでありますので、ブロック塀の危険性については点検項目に入っておりませんでした。

通学路に関するブロック塀につきましては、本年6月18日の大阪府北部地震において、通学途中であった児童のブロック塀倒壊による死亡事故をきっかけとし、埼玉県教育局の通知を受け、学校のブロック塀の状況や通学路等の安全点検を緊急に実施したものでございます。

その結果といたしましては、沓澤議員の御質問にお答え申し上げましたが、町内小・中学校のブロック塀につきましては、神保原小学校の南側ブロック塀にひび割れ等が確認されましたので、既に撤去し、新しいフェンスを設置済みでございます。

また、通学路につきましては、各学校の教職員が目視による点検を行った結果、危険と思われる箇所が全部で29カ所ございました。内訳は、通学路沿いに崩壊の危険性がある箇所が5カ所、ブロック等の塀の高さが2.2メートル以上で危険と考えられる箇所が8カ所、そのほか災害発生時に危険と思われる箇所が16カ所ございました。

判明した危険箇所を通る児童生徒には、登校班ごとに注意喚起を行い、また見守り隊の方々にも危険箇所の周知を行い、児童生徒の登下校時には注意をさせていただいておるところでございます。

そのほか、一斉下校時などの指導において、危険を予測し回避するなど、自分自身の判断で身を守ったり、迅速に避難できるよう、安全教育を行ってまいりたいと考えておるところであります。

今後とも、保護者や地域の皆様とより一層連携し、児童生徒の安全確保に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（新井 實君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 御答弁のほどありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきます。

ブロック塀の今、教育長のほうから御報告いただきました。結構あるものだなというふうに

感じまして、今後、避難路に対してのことでいえば、耐震基準に不適當な塀があった場合、先ほどしっかり指導をしていくと町長のお話がありましたけれども、どういった形で説得できるものなのか、また今までの経験等もあったのか。非常に1981年前のブロックという、もうそのまま多分黒ずんじゃっていて大変な状況の壁を見ます。私も点検しに行ってみましたところ、4件見つけれましたので、そういったところをその所有者の方が直してくれるものなのかどうか、ちょっとどういう指導になっているのか伺います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の御質問に対して答弁させていただきます。

私も、日常的に町なかを歩いてみてちょっと危険だなという箇所があります。これは、例えばアパートのところに子どもの通学路にもなるようなところがあって、じゃそのアパートのオーナーにどうやって話を持っていくかというところでちょっと心配しているわけですが、耐震基準等は不適當なという話がありましたとおり、こういうことについてはやはり早急に対策が必要だということで考えておまして、こういった耐震基準等の専門家とか、埼玉県の熊谷建築安全センターというのがございまして、そこと協議しまして、所有者に対しての指導をすることができるかどうか検討させていただいて、できればそういった指導を早急にやれるようなことに持っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 指導をしっかりしてくださるということではあるんですが、同僚議員のほうからも話があったとおり、私は思います。補助金をやはり出すべきだと。そして、その辺を何とかよく納得していただいて、そうでなければ、いつまでたっても、いつまでたっても危険を回避することができない。今までそういった事柄も何件かあるわけですから、そういうふうなことを早急に速やかにその発覚した時点でお考えになっていただけるかどうか、町長に伺います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 補助金を出すかどうか検討していくことではございますが、特に通学路に関するところは、大変危険性というか、そういうところで町でも撤去や改修等を費用を助成できる、そういう制度は今ありませんが、そういった観点も含めて、助成制度を検討してまいりたいと。今後調査して、研究も含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） ありがとうございます。

じゃ、続きまして、2 の風疹対策のほうでお聞きします。

今までに町民の皆様が町内の医療機関で行われている抗体検査のそうした結果が出ているのかどうか。これは、把握しているかどうかお伺いします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 抗体検査の結果ということでございますね。埼玉県に問い合わせまして、上里町の検査数と抗体数の低い方の数は、平成26年度10人中2名、平成27年度が10人中3名、平成28年度が11人中7名、平成29年度が12人中6名ということになっております。

以上です。

○議長（新井 實君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） ありがとうございます。半分ぐらいの人が受けているという。1 つは、周知がうまくいっているのかなというふうに思います。

先ほど厚生労働省のほうで2019年度から抗体検査について、30代から50代の男性が無料で受けられるという、これを公費で賄う方針というのを入ったということでございますので、それはしっかり町としても検討するという内容でございました。是非よろしく願います。

それで、大人の風疹予防接種に対し、県内市町村では18団体が費用の一部を助成しておるところでございます。これをいち早くは、また例によって美里町がすぐ対応に乗り出したんですけども、広域のほうでも考えられるかどうか、また上里町独自でやっていけるかどうか、町長、伺います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 繰り返しになりますが、一部を助成している部分があるんですが、国や県の動向を見ながら、また近隣市町村や医師会との調整を図りながら検討していきたいと思っております。広域での話もありましたし、町でも独自でお問い合わせありましたが、こういった状況を踏まえて今後検討していきたいと思っております。

○議長（新井 實君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 観光・交流のまちづくりの推進について伺います。

この観光・交流のまちづくりですが、スマートインター付近、神流川流域であり、水辺環境保全ゾーンというふうに言って指していますが、そこを整備することによって、神流川の中でございますので、国が創設した支援事業等を利用させていただいて、現在その大変に荒れ果てているところを公園としてもうみんなが楽しく散策ができるようなものをつくり上げていくという考えもあるんですけれども、この辺は町長、その辺のお考えというのはいかがなものでしょうかね。お伺いします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど答弁で申し上げましたとおり、国土交通省の高崎河川事務所と一応このことについて検討チームというか、協議会という形で含めて検討してまいります。この辺は、サービスエリア周辺の観光地化というところで、先ほど答弁で言いましたように、協議会等の中で連絡協議会等で整備方針について検討しております。ただ、この地域については、今後平成29年3月に策定した上里町農業振興プロジェクトというのがございまして、観光農園や農業体験等、そういったところで包括的に実現できるか、こういったサービスエリア周辺、それから河川内も含めて観光地化の方向で検討していますので、そういった全体的な絵が描けるよう町としても考えていきたいと思っております。整備方針を今後詰めていくということで御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 4番飯塚です。

今、そういう検討をされているというお話でした。先ほどから随分出ていますリバーサイドロードを早く着手してほしいという内容でございます。私も、これが完成した青写真を自分の頭の中で描くと、やはりバーベキュー施設なんですね。もうどこから来ても、どこの人たちが来ても、食と要するにレジャーですね。そういったものを兼ねたバーベキューというのはもう楽しい施設になるのではないかと。そして、町長の中にあります要するに稼げる町ということも考えて、バーベキュー施設、その量にもよるでしょうけれども、私は北関東一のバーベキュー施設というのが1つの夢でございますけれども、そういった町長の要するに資料の中にもありました、公約的にうたっておられましたように、やはりバーベキュー施設って町長もおっしゃっていましたよね。同感でございます。私もそういうふうに思いますので、是非こういった有効ではないかと思っておりますので、慎重であっていいと思っておりますけれども、しっかり検討を重

ねていただいて、結果を町民の皆様にも問うようにしてもらっていただいて、皆さんが納得の上でそうしたものを着手するという考えでやっていきたいと思っておりますので、是非最後に町長のそのバーベキュー施設の理由、その辺もちょっと教えていただいて、私の質問を終了します。よろしくお祈りいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員からバーベキュー施設ということでございました。先日、11月17、18日、サービスエリアの拠点のカンターレさん、それからアグリパークさん、それから中央軒煎餅さんと農協、JAさんとあそこでイベントありました。あのときに動物を放しまして、本当に子どもたちが動物にたわむれている、そういう風景というか、大変好評だったということを知っています。

私も、あそこの近くで昔ヤギを飼ったなんていう話もちょっといたしたと思うんですけども、議会でね。そういうことも含めて、バーベキューについては、先ほど農村公園とか、観光農園とか、農業体験とか含めて、あそこにバーベキュー施設ができれば、地元産の食材が提供されることが予想されますし、地元の農業振興もそれにあわせてすばらしいものなのではないかと思っております。食材の提供についても、地元の事業者とか、そういった協力関係を持って今後進めてまいりたいと思っておりますので、是非御協力、御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 4番飯塚賢治議員の一般質問を終わります。

以上をもって、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。



◎散 会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時49分散会